

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和7年8月7日 第4回定例会

黒川地域行政事務組合

第4回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和7年8月7日（木曜日）

出席議員（16名）

1番	小川克也君	2番	赤間しづ江君
3番	鎌田暁史君	4番	伊藤嘉樹君
5番	平渡亮君	6番	櫻井勝君
7番	今野信一君	8番	堀籠日出子君
9番	文屋裕男君	10番	赤間則幸君
11番	金須新一君	12番	須藤義君
13番	畠山由美君	14番	村上治君
15番	熱海文義君	16番	渡辺良雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理 事 長	浅野俊彦君
理 事	田中 学君
理 事	若生 裕俊君
理 事	小川 ひろみ君
代 表 監 査 委 員	木村 祐喜君
助 役	鎌田 節夫君
総務課長	明石 良孝君
財政課長	千葉 恭啓君
会計管理者	石川 勉君
財政課参事	田中 孝幸君
業務課長	佐藤 初雄君
業務課参事	嶋津 秀君
環境管理センター所長	

消防本部消防長	清野 康広君
消防本部次長	山家 貴広君
消防本部総務課長	數野 智志君
消防本部警防課長	水上 孝夫君
消防本部指令課長	佐藤 孝之君
消防本部予防課長	中島 猛君
黒川消防署長	石川 久志君
富谷消防署長	田口 学君

職務のため議場に出席した職員

総務課参事	碓井 豪君
総務課総務係長	長崎 光君
総務課主査	野口 綾君

議事日程

令和7年8月7日（木曜日）	午前 9時57分 開会
第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
第 2 会期の決定について	4 頁
第 3 諸般の報告	4 頁
第 4 議案第25号	9 頁
第 5 議案第26号	11 頁
第 6 議案第27号	12 頁
第 7 認定第 1 号	22 頁
第 8 認定第 2 号	49 頁
第 9 認定第 3 号	52 頁
第 10 認定第 4 号	54 頁
第 11 認定第 5 号	60 頁
第 12 報告第 2 号	62 頁

本日の会議に付された事件

- 議案第 25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 26号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 27号 令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 認定第 1号 令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について
- 認定第 5号 令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 報告第 2号 令和6年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

午前9時57分 開会

○議長（渡辺良雄君） 皆さん、おはようございます。

皆さん、おそろいでございますので、これから会議を始めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、ただいまから始めたいと思います。

ただいまクールビズ期間中でございますので、会議中は、上着を脱ぐなど過ごしやすい形で結構でございます。

それでは、ただいまの出席議員は16人です。

ただいまから令和7年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺良雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番畠山由美さん、14番村上 治君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、7月16日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺良雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（渡辺良雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事会より報告事項がありますので、報告します。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） おはようございます。

それでは、諸般の報告でございますが、配布しております資料にございますとおり令和6年度の

一般会計予算の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、報告するものでございます。

また、議決事件に該当しない契約及び財産の取得または処分についての議会報告といたしまして、新消防庁舎に配置いたします什器備品購入に係る契約及び公立黒川病院の電子カルテシステム更新に係る契約について担当より報告させますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、お手元の諸般の報告について御説明をさせていただきたいと思います。

1ページをお開き願います。

令和6年度一般会計予算について別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令の規定により報告をするものでございます。

2ページ目をお開き願います。

表に記載しております5款1項消防費の2件となります。

災害対応特殊水槽付ポンプ自動車と指揮車につきまして、ベース車両の遅れに伴いまして艤装工事にも影響が生じたことにより繰り越ししたものでございます。

3ページ目をお開き願います。

議決事件に該当しない契約及び財産の取得または処分について御報告するものでございます。

動産買入契約の御報告2件でございます。

報告①といたしまして、令和7年度消防本部・黒川消防署新庁舎什器備品購入でございます。契約の方法は、一般競争入札。予定価格は、1,800万円に対しまして落札額は1,790万円、契約額が1,969万円。

契約の相手方は、仙台市泉区、株式会社ミヤックスでございます。

次に、報告②令和7年度医療機器整備事業電子カルテシステム等の更新を行うものでございます。契約の方法は、一般競争入札。予定価格が1億円に対しまして、落札額は9,980万円、落札率は99.8%となってございます。契約額は1億978万円。

契約の相手方は、仙台市青葉区中央、日本事務器株式会社東北支社でございます。

報告①、②とも7月22日に契約を締結してございます。

以上、諸般の報告について説明を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君） これで諸般の報告を終わります。

理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 本日ここに、令和7年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

日頃より、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、今年も記録的な猛暑が続き、宮城県内では熱中症による救急搬送が急増し、管内におきましても、7月の熱中症による救急搬送人員は、昨年同期と比較し16人増の45人となり、過去最多となりました。

今後も暑い日が続くとの長期予報がなされておりましたことから、消防本部におきましては、熱中症に対するさらなる注意喚起を行いながら、住民の安心・安全のため、使命感を持って救急対応に努めてまいります。

続いて、新消防庁舎建設工事の進捗状況でございますが、現在、建屋内装工事が概ね完了しまして、最終的な仕上げ工事に着手する予定でございます。外構工事につきましても、地盤改良を進めしており、11月中の竣工に向け順調に推移しているところでございます。

引き続き、工事期間中の安全を第一に工事を進め、その後の機能移転を円滑に実施し、令和8年4月1日の供用開始を目指してまいります。

さて、本日は、令和6年度各種会計決算等の提出議案の御審議をお願いいたしますが、提出議案の説明に入ります前に、主な事業状況について御報告申し上げます。

初めに、衛生部門から御報告いたします。

黒川浄斎場につきましては、平成26年4月に火葬業務を民間に委託してから11年が経過したところでございます。受託者による適切な施設運営により、令和6年度は、867件の火葬が執り行われております。

環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、平成23年4月より施設の運転管理を民間に委託してから14年が経過し、適切に水処理が行われております。

令和6年度のし尿及び浄化槽汚泥の総搬入量は、1万3,973キロリットルで、前年度と比較し、3.1%の減となりました。

引き続き、施設維持管理基準及び水質基準を遵守した施設管理に努めますとともに、今後予定しております、し尿処理施設の更新に向け事業を推進してまいります。

環境管理センター・ごみ処理施設につきましては、平成30年4月より、ごみ焼却施設の運転管理を民間に委託してから7年が経過し、ダイオキシン類等の環境基準を遵守した24時間連続運転によるごみ処理が行われております。

ペットボトル減容施設につきましても、令和6年度から運転管理を民間に委託し、順調に資源回収処理が行われております。

また、粗大ごみ処理施設及び廃プラスチック減容施設におきましては、循環型社会の形成に向け、効率的かつ効果的に資源の回収処理を行うとともに、再利用を推進し、一般廃棄物最終処分場におきましては、これまで同様に適切な埋立処理を行い、施設維持管理基準に基づいた各施設の管理に努めてまいります。

なお、令和6年度のごみの総搬入量は、1万4,673トンで、前年度と比較し、1.8%の減となりました。

引き続き、関係町村と連携し、黒川地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んでまいります。

衛生部門の各施設は、住民生活に直接関係いたしますので、今後とも計画的な維持補修を行い、適切な施設の維持管理を図ってまいります。

続いて、消防部門について御報告いたします。

管内における本年上半期の災害発生状況でございますが、火災が16件で、前年上半期と比較し、2件の増となり、うち建物火災は8件で4件の増となりました。

現在、企業等の進出により防火対象物が増加しておりますことから、関係機関に対する立入検査の強化や火災予防の啓発など、防火安全対策の徹底を図り、安心・安全な地域づくりへの取り組みを推進してまいります。

救急出動につきましては、増加傾向にあり、本年上半期の救急出動は2,186件と、前年上半期と比較し65件の増となりました。

過去最多の出場となりました令和5年の水準で推移しておりますことから、今後も高齢化社会に伴う救急搬送需要の増加などに適切に対応し、さらなる救命率向上に努めてまいります。

また、不要不急の救急要請も増加していることから、救急車の適正利用への啓発を一層図ってまいります。

続いて、病院事業について御報告いたします。

公立黒川病院につきましては、平成17年4月に指定管理者制度に移行してから20年が経過し、「すべては地域のみなさまのために」を基本理念として、黒川地域の地域医療を守るため、指定管理者による病院運営がなされております。

また、現在の常勤医師の配置状況につきましては、令和7年4月より宮城県から派遣された自治医科大学出身医師を含む内科医師4名を迎え、16名による診療体制が執られております。

引き続き、医師の確保を図るため指定管理者と協力し、東北大学、宮城県をはじめとする関係機関に医師派遣の要望を行ってまいります。

令和6年度の運営状況につきましては、去る7月8日に開催いたしました管理運営協議会におきまして、指定管理者より報告を受けたところでございます。

令和6年度の業務予定量に対する患者数につきましては、入院が1日当たり126人に対し、127.3人となり、外来は1日当たり187人に対し、181.5人となる状況でございました。

指定管理者におきましては、敷地内院外薬局の誘致やクレジットカード支払いを可能とする支払いの多様化を進め、患者サービスの向上を図りながら経営努力を続けております。

今後も、開設者として指定管理者と連携し、病院経営に努めてまいります。

続いて、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の状況につきましては、増加する審査件数に適切に対応し、公平・公正な判定を行っておりますので、御報告申し上げます。

以上、各部門の事業状況等につきまして御報告を申し上げましたが、議員皆様方の一層の御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議案第25号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第26号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び国家公務員の人事院規則の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

議案第27号は、令和7年度の一般会計予算の補正をお願いするもので、人事異動に伴う人件費の追加補正を行うものでございます。

認定第1号から認定第5号につきましては、令和6年度各種会計の歳入歳出決算について、認定をお願いするものでございます。

一般会計は、歳入総額32億8,777万8,000円で、前年度と比較し、28.1%の増。歳出総額は、32億

44万6,000円で、前年度と比較し、27.3%の増となりました。主な増加の要因といたしましては、2か年事業として進めております新消防庁舎の建設工事の初年度工事が完了したことによるものでございます。

介護認定審査会特別会計は、歳入総額1,289万6,000円で、前年度と比較し、1.3%の減。歳出総額は1,245万4,000円で、前年度と比較し、2.7%の増となりました。

障害支援区分認定審査会特別会計は、歳入総額126万2,000円で、前年度と比較し、3.7%の増。歳出総額は106万1,000円で、前年度と比較し、3.2%の減となりました。

病院事業会計は、事業収益が1億9,839万6,000円で、前年度と比較し、2.3%の減。事業費用は3億5,123万3,000円で、前年度と比較し、3.7%の減となりました。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、事業収益が2万2,000円。事業費用は26万2,000円となるものでございます。

以上が、各種会計決算についてであります。

報告第2号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、病院事業並びに訪問看護ステーション事業の各会計に係る資金不足の比率について報告するものでございます。

以上が、本日提出しております議案の概要でございますが、何卒慎重に御審議いただき、御可決賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。それでは、よろしくお願いします。

日程第4 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 続いて、日程第4、議案第25号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第25号について御説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

今回の条例改正議案につきましては、組合議会が8月ということで、市町村より先行する形での提案となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されることに伴い所要の改正を行うもので、改正法では、育児を行う職員の職業

生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ、部分休業の改正が行われたものでございます。

これまで、職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、2時間を超えない範囲での時間とされていたものを、1日の勤務時間の全部または一部について、勤務しないこととする拡充が行われたものでございます。

また、非常勤職員については、3歳に達するまでの子とする要件が削除されたものでございます。

条例の改正につきましては、育児休業法における部分休業の取得パターンの多様化に対応する改正を行うものでございます。

それでは、改正内容でございますが、第1条は育児休業法の改正に伴い、法律から条例への委任となる条項の追加でございます。

第17条は、非常勤職員における部分休業対象職員の拡大を行うもので、部分休業対象職員の要件から1日の勤務時間に関する要件を削除するものでございます。

第18条は、1号部分休業の取得可能時間の柔軟化でございます。こちらは、現行の部分休業1日につき2時間の範囲で勤務しないことを第1号部分休業とし、これまで勤務の始めまたは終わりに限り承認可能としていたものを削除し、勤務時間内において柔軟に取得を可能とするものでございます。

第18条第2項、2ページにまいりまして、第18条第3項につきましては、文言の修正でございます。

第18条の2から3ページにまいりまして、第18条の5は、第2号部分休業を新設しまして、新たな請求パターンを定めるものでございます。内容につきましては、1年につき10日相当の範囲で勤務しないことについて請求承認できるように定め、職員は条例で定める期間、毎年4月1日から翌年3月31までの期間ごとに、第1部分休業または第2号部分休業のいずれかのパターンで請求できるようになります。10日相当とは、常勤職員では77時間30分。非常勤職員では、勤務1日当たりの平均時間に10を乗じて得た時間とし、最後に部分休業の取得形態を変更できる特別の事情について定めるものでございます。

第19条、4ページにまいりまして、第20条につきましては、育児休業法の改正に伴う引用条項の改正でございます。

附則にまいりまして、第1項は施行期日でございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行とするものでございます。

第2項は経過措置としまして、今年度につきましては10月1日からの施行となり、半分の期間となることから、第2号部分休業の請求時間についても半分の時間とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第4、議案第25号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第26号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第5、議案第26号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第26号について御説明いたします。

議案書の5ページをお開き願います。

議案第26号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、国家公務員の育児休業法についても同様の改正がなされ、人事院規則の一部が改正となり、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等が整備されましたことから、国家公務員に準じ、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正につきましては、人事院規則の改正に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について整備するものでございます。

改正内容でございますが、第15条は、本条例の改正により条ずれの修正でございます。

第15条の3は今回新設となるもので、妊娠・出産等について申し出た職員等に対する制度周知と意向確認等が義務化されたことに対応するため、規定を整備するものでございます。

それでは、第15条の3、第1項では、妊娠・出産時の両立支援制度の個別周知、個別意向確認等配慮について定めるものでございます。

6ページにまいりまして、第15条の3、第2項では、育児期3歳から小学校就学前までにおける両立支援制度の個別周知、個別意向確認等配慮について定めるものでございます。

下段にまいりまして、第15条の3が新設されたことにより、改正前の第15条の3、7ページにまいりまして、第15条の4がそれぞれ1つ繰り下がるものでございます。

附則でございます。

第1項は施行期日を定めるもので、この条例は令和7年10月1日から施行とし、附則の第2項は、公布の日からとするものでございます。

第2項は経過措置としまして、この条例の施行日前において、改正後の条例第15条の3、第2項に規定する3歳に満たない子を養育する職員に対する個別の周知、意向確認について同項各号に掲げる措置を講ずることができるようとするものでございます。

現在、3歳未満の子を養育している職員が条例施行日の令和7年10月時点で対象外とならないようするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第26号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（渡辺良雄君） 日程第6、議案第27号令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） 議案書の8ページを御覧願います。

議案第27号令和7年度一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ457万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を47億1,021万8,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

補正予算の要因といたしましては、人事異動に伴い、人件費に不足が生じましたので、財源について調整し、計上するものでございます。

9ページを御覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ457万7,000円の追加でございます。

別冊の令和7年度一般会計補正予算に関する説明書で御説明をいたします。

補正予算に関する説明書を御覧願います。

1ページ、2ページにつきましては、歳入歳出を総括したものでございます。

3ページをお開き願います。

歳入について御説明を申し上げます。

7款1項1目繰越金は、歳出におきます人件費の補正財源に合わせ、計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、人事異動に伴う人件費、給料、職員手当等、共済費、それぞれの見込み額の457万7,000円を計上するものでございます。

以上、令和7年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第27号令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、代表監査委員へ令和6年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査及び令和6年度財政健全化審査について意見を求め、その後それぞれの議題を審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺良雄君） 異議なしと認めます。代表監査委員の審査意見後、それぞれを議題とすることといたします。

それでは、代表監査委員へ令和6年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査及び令和6年度財政健全化審査について意見を求める。代表監査委員木村祐喜君。

○代表監査委員（木村祐喜君） それでは、お手元のほうに令和6年度黒川地域行政事務組合各種会計決算意見書を御用意していただきます。

1ページをお開きいただきたいです。

令和6年度黒川地域行政事務組合各種会計決算意見書について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算及び証書類、その他政令で定められた審査を実施したので、次のとおり意見を提出いたします。

第1、審査の対象でございます。

（1）令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書から（5）令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の5会計について審査いたしました。

第2、審査の期間ですけれども、令和7年7月3日から4日までの2日間、村上 治監査委員とともに審査いたしました。

2ページをお開きいただきたいです。

第3、審査の方法ですが、理事会から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計に係る資金不足等算定調書により、次の①から④に着眼して審査を行いました。

まず、公有財産、基金、物品の管理について、さらに帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出と説明を求め、審査を実施していました。

第4、審査の結果でございますが、審査に付された令和6年度各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に準拠して作成され、各種証書類を照合、審査した結果、計数はいずれも正確でありました。

予算の執行状況は、的確でかつ収入支出については合法的に行われ、各種帳票等もよく整理されており、適正であると認めました。

なお、一般会計について消防車両更新が翌年度へ繰越しとなつたため、国庫補助金及び組合債が収入未済となっております。

第5、審査の概要及び意見は次のとおりでございます。

1、令和6年度一般会計・特別会計決算総括表。

歳入につきましては、一般会計において、収入未済額8,683万円がありますが、これは消防費の繰越明許費の財源で、国庫支出金と組合債が未収となったものでございます。

歳入に対する収入率は全体で98.17%でありまして、この収入率につきましては、昨年まで調定額に対して収入済額の割合を記載しておりましたが、6年度から予算に対する割合で収入率を表示しておりますので、介護認定審査会特別会計とか障害支援区分認定審査会特別会計については100%を超えております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、一般会計において、繰越明許費で1億2,031万8,000円とあります。これは消防車両の更新の繰越分でございます。

会計全体の執行率が95.56%であります。

2、令和6年度病院事業会計・訪問看護ステーション事業会計総括表でございます。

(1) 収益的収入及び支出については表のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

続きまして、4ページをお開きいただきます。

(2) 資本的収入及び支出についても表のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

続きまして、5ページをお願いいたします。

3、一般会計について申し上げます。

令和6年度、令和5年度の歳入歳出決算収支については、表のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

歳入総額は32億8,777万8,000円となり、前年度比28.1%の増となっております。

内訳の主なものにつきましては、市町村負担金が23億9,592万3,000円。歳入総額の72.9%を占めております。

使用料及び手数料は1,660万9,000円で、国庫支出金につきましては2,083万2,000円。それから、財産収入につきましては173万4,000円。諸収入につきましては4,717万7,000円でございます。

また、組合債につきましては7億1,570万円で、ごみ処理施設の整備とか新消防庁舎の建設事業の財源となっております。

歳出では、歳出総額が32億44万6,000円で、前年度比27.3%の増となりました。

人件費など交際費の義務的経費が14億8,795万3,000円で、全体の46.5%を占めております。

投資的経費ですけれども、これ消防庁舎建設の事業とかそういったものの経費でございまして、9億9,172万2,000円で、前年度比152.1%の増となっております。

それから、最後の行ですけれども、物件費ですけれども、これ消防システムの消防デジタル無線、保守点検などの経費で、物件費が6億2,535万1,000円で、前年度0.7%の増となっております。

6ページをお開きいただきます。

実質収支が5,384万5,000円で、前年度の不用額3,680万4,000円に対して、令和6年度で2,855万円であり、不用額を縮減したことは評価するものであります。ただし、予算管理において、予算見積を計画と同様に職員手当と需用費、役務費は、歳出の管理を徹底し、さらなる不用額の縮減に努めていただければと思います。

予算流用については、やむを得ない事情以外は補正予算で対応するよう求めます。

部門ごとの意見については、次のとおりでございます。

1、総括でございます。

令和6年度における組合事務事業については、今年度も物価上昇傾向が続き、各部門の予算執行に大きく影響を与えるものとなり、各部門で苦慮することになった一年でありました。そのような状況の中、日々発展する富谷・黒川地域における住民生活の安全・安心と生活環境の向上を目指すため、関係市町村と連携を図り、地域住民の安全・安心の確保には、万全を期すように努めていただきたいと思います。

また、厳しい財政状況ではありますが、詳細に点検を実施し、各種年次計画に反映させた各施設及び各車両の整備、維持補修に努めていただきたいと思います。

歳入ですけれども、不用品物品の財産処分、インターネットオークションサイトを利用して高値で売り払うことが見受けられましたので、今後も可能な限り、インターネットオークションを活用して収入増につなげてもらうことを望みます。

また一部には、歳入予算計上漏れの項目が見られましたので、各部門で連携を図りながら、今後はないように注意していただきたいと思います。

それから、全体的な契約関係ですけれども、1者による随意契約がまだ多く見受けられておりますので、前例踏襲することなく創意工夫に努め、経費削減の観点から、より一層競争性を持たせる改善を求めるものであります。

それから工事請負費の前払い、これは事業が少ないので、発注者に事業経営を計画的に遂行してもらうためにも、前払いができるだけするのが望ましいと思います。

工期については改善されているんですけども、工期を長く設定しているものがまだ見受けられますので、改善をしていただきたいと思います。

それから、前例に倣っての継続的な事務事業推進は、事業を進める中で重要かつ必要であります
が、社会情勢、法令関係、住民の求めているものは、常に変化するものであることから、前例にと
らわれることなく、常に事務事業の見直しなど対応を求めます。

今後の物価高については、グローバル化した国際情勢や原油価格により原材料費の経常経費の上
昇が今後も続くものと考えられますが、経常経費の縮減を常に意識し、よりよい行政サービスの向
上に努めていただきたいと思います。

続いて、各部門ごとですけれども、総務部門でございます。

人事評価方法の研修会等により職員への周知徹底を図られており、評価分布率も改善されている
ので、継続して、なお一層公平公正な評価に努めていただきたいと思います。

7ページを御覧いただきます。

7ページ、訂正箇所がございますので、申し訳ございませんが、訂正させていただきます。

衛生部門の「環境管理センターは」の次から、令和6年度で13年経過していると書いてあります
が、これ14年でありますので、申し訳ございませんが、14年に訂正していただきたいと思います。

職員研修については、組合の事業内容や求める職員能力の向上を図るため、今後も効果的な研修
計画を策定し、職員のスキルアップに繋がるよう望むものであります。

年休の取得については、昨年から改善されておりますが、さらに連続して年休を取得しやすい職
場環境を整え、休暇取得の向上に努めていただければと思います。

令和6年度は、組合ホームページのリニューアルを実施し、従来のものより見やすく、問い合わせなども増加し、情報発信の強化が図られたことは評価するものであります。また、広報誌発行について新たに有料広告を募集し、広報誌発行経費に充てるなど考えていただき、一層充実した広報
誌面になることを求めるものであります。

民生部門でございますが、適正に運営されていると認めたものでございます。

次に、衛生部門でございます。

黒川浄斎場は、民間委託11年経過して24時間予約システムの運用により、受付事務の迅速化と行
政サービスの向上が図られています。

また、地区外利用件数維持管理費の増加により、令和7年4月1日から利用料金を見直し、地区内利用者を優先とする利用料金となりました。今後も地区外利用者の推移に注視し、適切な運営に努めていただきたいと思います。

環境衛生センターは、民間に委託して14年経過しており、令和6年度に汚泥再生処理センター整備計画が策定され、事業が推進されることとなります。処理方式について詳細に検討し、施設整備費及び維持管理費をできるだけ縮減できる方式を採用し、市町村の財政負担が大きくならないよう総事業費の抑制に努めていただきたいと思います。

また、新設備完了までの間、必要最小限の経費で維持管理に努めていただきたいと思います。

環境管理センターは、焼却施設移転から7年が経過し、大規模な焼却の修繕工事も完了し、24時間稼働しているところでございます。令和6年度から、ペットボトル減容施設の運転管理業務の民間委託を開始し、経費面では際立った削減とはならないものの、季節変動の激しいペットボトルの搬入量に対し、滞ることなく処理することで、搬入車両の待ち時間減少やストックヤードの有効活用が可能となるなど、施設運営で大きな改善が図られたことは成果であり、評価するものでございます。

環境管理センターの施設保守点検は、詳細に調査点検を実施し、緊急修繕をなくす、修繕計画の見直しを図り、最小限の経費で修繕に努められたい。併せて、機器損傷による運転停止は、長期にならないよう求めるものでございます。

昨年度と同様に、全国的な問題となっているリチウムイオン電池による火災について、発生させない体制を構築するとともに、ごみ減量化についても経常経費削減に直結することから、循環型社会形成推進地域計画に従って、ごみ減量化を目標に達成に向けた具体的な施策を一層推進するものを望むものであります。

続いて、8ページをお開きいただきます。

一般廃棄物最終処分場については、令和7年7月末で62%になっており、埋立て期間の延命化を努めるとともに、適正な施設の維持管理及び浸出水処理水の管理に努めていただくと思います。また、処理運搬車が走行距離100万キロ近くになっておりますので、計画的に修繕し、長期な運転停止にならないようにしていただきたいと思います。

また、作業車両、それから公用車更新については、購入方法、更新事業を検討し、計画的な更新を求めるものです。

衛生部門につきまして、緊急修繕や除雪など予測しがたい支出があることは理解できますが、施

設管理、処理計画などを工夫し、不用額縮減を求めるのでございます。

次に、消防部門でございます。

消防においては、令和7年2月に発生しました岩手県大船渡市で3,370ヘクタールを焼失した林野火災に伴う緊急消防援助隊出動要請による突発的な対応で、現場指揮本部の指示のもと、消火活動、後方支援活動との対応を通じて得られた知見は、今後の消防活動に生かされるものと期待しています。令和6年度に災害対応特殊ポンプ自動車、熱画像直視装置、除細動器の更新が進められ、消防力の強化が図られたものでございます。さらにLive119を導入することで、災害状況をリアルに把握することが可能となったとありました。消防活動を円滑に遂行する上で、有効となるもので評価したいと思います。今後も、Live119について関係市町村とともに連携し、有効性を住民に周知するなどの広報活動にも注力することを望むものであります。

企業進出により、これからもますます発展していく富谷、黒川地域に、真に必要な資機材を精査し、過度な装備になることなく、計画的な消防力強化に努めていただけたると思います。

令和8年度の新消防庁舎供用開始まで、消防本部、黒川消防署の維持管理について労働環境が低下しないように努め、必要最小限の経費で現庁舎の維持管理に当たっていただき、移行時に消防業務が滞ることなく、4月の供用開始に向けた準備を進めていただきたいと思います。

9ページをお願いします。

4、介護認定審査会特別会計。次の10ページの障害支援区分認定審査会につきましては、記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

飛びまして、11ページをお開きいただきたい。

病院事業会計でございます。業務量、それから収益的収支、資本的収支でございますが、これにつきましては、表の記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

12ページをお開きいただきます。

病院の利用状況につきまして、入院患者数が一般病棟延べ2万8,855人。それから回復期リハビリテーション病棟延べ1万7,606人。それから、外来患者数は延べ5万3,173人の利用状況でありました。診療に携わる指定管理者の職員数は、令和7年3月31日現在、211人で、うち常勤医師は前年と同じく15人でありました。

病院事業収益は、事業収益が1億9,839万6,000円で、医業収益は市町村の救急医療確保に要する市町村負担金が収益であります。医業外収益は、企業債償還利子と人件費を含む維持管理費に係る市町村負担金が主な収入であります。

病院事業費用につきましては、平成3年度より利用料金制移行に伴い、移行後の健康保険等診療報酬交付金は実質なくなりましたが、代行制時の未収金分を交付するものとなっている状況でありました。事業費用は、3億5,123万3,000円ありました。

資本的収入につきましては、3億4,650万2,000円です。それから、資本的収入につきましては、3億4,650万1,000円となっております。近年の物価高などで、ますます厳しい経営環境の中、計画的に医療機器の更新整備を実施したところでございます。最新の医療機器で受診できることは、患者にとっての安心にも繋がりますので、引き続き、計画的に整備を進めていただきたい。

令和6年度は、平成9年開始供用開始。28年経過した病院建物は、建物診断及び中長期修繕計画策定業務実施したところですが、その結果を受けて、今後の長寿命化計画を策定するなど、検討する時期を迎えておりますが、指定管理者との協定期間が令和18年3月末となっていることから、今後の病院整備について早めに取りかかることが望ましいと考えます。

公益社団法人地域医療振興協会に管理運営を委託し、20年経過しておりますが、指定管理者においては、経営改善を図りながら医師体制の充実、介護及び保健予防事業などの確保を図るとともに、在宅支援病院として、24時間の医療体制、在宅患者訪問診療など、地域医療の充実を望むものであります。

また、公立病院黒川病院経営強化プランに従い、目標達成に向けた具体的な取組を着実に実施することを求めます。長年の懸案事項でありました未収金処理について、令和6年度に債権放棄し、特別損失を計上し、処理することになりましたが、受益者負担の公平性を欠くものでありますが、合法的な手続きが行われたもので、やむを得ないと考えております。依然として未収金が残存しておりますので、指定管理者と連携を図り、縮減するよう努めていただきたい。

今後も、病院運営の関係は以前よりまして厳しいと思われている状況ですが、指定管理者と連携し、必要とされる地域医療充実を図りながら、運営改善に努めていただくよう望むものであります。

13ページをお願いいたします。

7、訪問看護ステーション事業会計でございます。

業務量及び収益的収支につきましては、記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。下の方ですけれども、訪問看護ステーション事業会計につきましては、令和3年度から利用料金制に移行したことによって、収支が概ね発生しない状況となっております。病院事業会計と同じく長年の懸案事項で、未収金処理について特別損失処理したことは評価するものであります。

また、以前から病院事業会計と統合を図るよう指摘してきましたが、指定管理者と協議中であるとのことで、早期に統合するよう求めるものでございます。

続きまして、14ページをお開きいただきます。

8、公有財産調書でございます。公有財産調書につきましては、令和6年と増減がなく、令和5年度と同じ数値になっておりますので、御確認ください。

15ページをお願いいたします。

(2) 財政調整基金ですが、決算年度中に3,410万6,000円の増となっており、年度末現在高は3億3,349万1,000円であります。決算年度中の増減の理由ですけれども、予算積立金が6,369万8,000円、前年度の決算剰余金の積立てが2,500万円、指定管理者の貸付金等が658万5,000円で、積立て減少分につきましては、緊急消防援助隊に係る消防、人件費、それから粗大ごみ施設の整備工事、ホイールローダ等の充当した6,117万7,000円を一般会計へ繰出したものでございます。

(3) 物品につきましては、期中に1台マイナスになっておりますが、これは訪問看護ステーションの車両1台を廃車したための減となっております。

それから、(4) 債権でございますが、指定管理者の貸付金償還がありましたので、642万9,000円の減となっております。

以上が各種会計決算審査の意見でございます。引き続き、令和6年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見書をお出しitいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきます。

令和6年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和6年度黒川地域行政事務組合財政健全化を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1、令和6年度公営企業会計に係る資金不足額等調書、これ3ページに記載されており、後で御覧なっていただきたいと思います。

2ページをお開きいただきます。

2、令和6年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。(1) 審査の概要ですが、経営健全化審査は、理事長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

(2) 審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項、資金不足は発生しておらず、特に指摘すべき事項はありませんでした。

続きまして、3、令和6年度訪問看護ステーション事業会計経営健全化審査意見書でございます。これにつきましては、病院事業会計と同じ内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、令和6年度の黒川地域行政事務組合財政健全化審査に関する意見でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） 以上で、代表監査委員による決算審査についての意見を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（渡辺良雄君） 再開いたします。

日程第7 認定第1号 令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第7、認定第1号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に各担当部署へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） 議案書の10ページをお開き願います。

認定第1号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

お配りしております別冊の各種会計決算書について御説明を申し上げます。なお、別冊の決算附属資料につきまして、歳入歳出の詳細な決算概要を記載しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

それでは、決算書の3ページ、4ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出決算でございます。

3ページ下段の歳入合計でございます。予算現額33億4,331万4,000円に対しまして、調定額33億7,160万8,911円。収入済額32億8,777万7,911円。収入未済額8,683万1,000円となってございます。
続きまして、5ページ、6ページをお開き願います。

下段の歳出の合計でございます。予算現額33億4,931万4,000円に対しまして、支出済額は32億44万5,743円でございます。歳入歳出差引残額は8,733万2,168円でございまして、そのうち2,800万円を基金繰入れとさせていただくものでございます。

続きまして、35ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。実質収支に関する調書につきましては、1,000円単位となってございます。

1、歳入総額、2、歳出総額、3、歳入歳出差引額は、それぞれ先ほど説明したとおりでございます。

区分4、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては（2）になりますが、繰越明許費繰越額として3,348万7,000円でございます。

したがいまして、区分5の実質収支額は5,384万5,000円となり、そのうち2,800万円を財政調整基金へ繰入れするものでございます。

続きまして、一般会計の歳入決算を御説明申し上げます。

ページ戻りまして、決算書の11ページを御覧願います。11ページ、12ページになります。

1款1項1目市町村負担金につきましては、収入済額は23億9,592万3,000円でございまして、こちらは組合規約に基づきまして、各事業ごとの負担割合により納入をいただいているものでございます。

続きまして、2款1項1目衛生使用料は864万1,000円で、斎場使用料でございます。

同じく2目総務使用料は37万8,374円で、組合が所有しております各施設内の電力柱、電話柱の占有料や各施設に設置しております自動販売機の設置使用料でございます。

続きまして、2款2項1目衛生手数料は427万8,450円で、こちらにつきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処分手数料でございます。

同じく2目消防手数料は331万750円で、政令によります消防危険物施設の許可申請書等の申請手数料でございます。

決算書の13ページ、14ページを御覧願います。

3款1項1目衛生費、国庫補助金は1,018万9,720円で、そのうち廃棄物処理施設のモニタリング

等事業費補助金につきましては、こちらのほう東日本大震災の福島の原子力発電所の事故に伴いまして、放射線のセシウム測定を実施した事業に対しまして補助を受けたものでございます。

続きまして、4款1項1目消防費、県委託金は7万7,615円。宮城県からの移譲事務交付金でございます。

続きまして、5款1項1目財産貸付収入は2万8,500円です。旧衛生処理場の跡地の電話、電力柱の占有料でございます。

同じく2目利子及び配当金は5,992円。財政調整基金の預金利子でございます。

続きまして、5款2項1目物品売払い収入は170万円で、公用車の売払い収入でございます。

続きまして、6款1項1目財政調整基金繰入金は6,117万7,000円で、財政調整基金より繰入れしたものでございます。

続きまして、7款1項1目繰越金は2,854万8,520円で、前年度からの繰越金でございます。

15ページ、16ページを御覧願います。

8款1項1目組合預金利子は36万5,040円で歳計現金の預金利子でございます。

続きまして、8款2項1目公営企業貸付金元利収入は657万9,644円で、公立黒川病院の指定管理者への貸付金の元利収入でございます。

続きまして、8款3項1目消防費受託事業収入は219万4,470円で、高速道路救急業務支弁金は、高速道路での救急業務の支弁金でございます。

8款4項1目雑入は3,803万7,836円で、主なものは再資源物売払い代2,045万1,394円。再商品化配分金749万4,109円です。

続きまして、9款1項1目衛生費は9,980万円で、粗大ごみ処理施設のV Sモーター更新整備、火災に伴う被害復旧工事、ごみ焼却炉2号炉の補修工事で借入れをしたものでございます。同じく2目消防債は6億1,590万円で、消防自動車、消防ポンプ、黒川消防署新庁舎建設工事において借入れを行ったものでございます。

以上、一般会計の決算概要及び歳入決算の説明とさせていただきます。

続きまして、一般会計の歳出の決算につきましては、各担当より御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、歳出について御説明いたします。

決算書は、17、18ページをお開き願います。

別冊の決算附属資料は14ページからとなりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、初めに、1款議会費でございます。予算現額256万9,000円に対しまして、支出済額243万1,826円。13万7,174円の不用額となっております。議会費は、議会を開催するために要した経費となります。令和6年度は、決算附属資料に整理しておりますとおり定例会が3回、臨時会が3回開催されまして、32件の議案について御審議いただきました。また、全員協議会は6回開催されまして、決算附属資料に記載の案件について説明を行い、皆様に御理解をお願いしたものでございます。議会費の主な支出につきましては、議員報酬、費用弁償、会議録の筆耕翻訳料等でございます。

続いて、2款総務費でございます。予算現額2億551万2,000円に対しまして、支出済額2億482万3,186円、68万8,814円の不用額となっております。

1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、支出済額1億3,176万1,586円で、総務課財政課の業務に要した経費でございます。

決算附属資料は15ページからとなりますので、併せて御覧願います。

1節報酬は、理事会の報酬、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬でございます。

2節、3節、4節は、助役及び総務課財政課職員12人に係る給料等の人物費でございます。

7節報償費は、決算附属資料に記載しておりますとおり職員研修開催時の講師謝礼金でございます。

8節旅費、費用弁償は、情報公開・個人情報保護審査会開催時の委員に対する交通費で、普通旅費は、市町村職員研修所における職員研修受講の際に要した日当、車賃でございます。交際費は理事長交際費でございます。

10節需用費につきましては、総務課、財政課の事務経費、例規集追録の印刷費、組合事務所の光熱費、公用車1台の維持管理費について、消耗品をはじめ燃料費等の各費目から支出したものでございます。

決算書、19ページ、20ページ、お開き願います。

11節役務費でございます。

通信運搬費につきましては、総務課、財政課に係る電話料、郵便料でございます。各種手数料の主な支出につきましては、こちらも決算附属資料に記載しておりますが、人事評価研修時の講師派遣手数料、公有財産オークションのシステム利用料のほか、会計事務に係る振込手数料等でございます。

そのほか、職員健康診断料、理事会会議録筆耕料、各種保険料等を支出したものでございます。

12節委託料につきましては、支出済額が1,655万6,870円で、サーバー及びパソコン等の電算機器補修及び各種財務会計システムの保守など、電算機器関連の業務委託が主な支出でございます。

また、令和6年度におきましては、組合のホームページを新しくいたしまして、そのリニューアルに係る業務委託及び運用保守業務の委託経費を支出しております。

そのほかの支出につきましては、組合事務所の施設保守関係としまして、施設警備業務、自動扉の保守点検、空調設備の保守点検、事務所清掃業務の委託、職員の給与支給事務に係るものとしまして、給与計算の電算委託、地方公共団体個人番号システムのサポート保守委託、財政業務に係るものとしまして、公会計整備業務委託。それから、労働安全衛生関係としまして、産業委託、ストレスチェック業務委託の経費を支出しております。

13節使用料及び賃借料につきましては、支出済額が986万1,786円で、主な支出につきましては、業務で使用いたしますサーバー及びパソコン等の電算機器類の賃借料でございます。

そのほか、複写機の賃貸借料、例規サポートシステムの使用料、グループウェア、オフィスソフト等の使用料の経費を支出しております。

17節備品購入費につきましては、支出済額が76万7,800円で決算附属資料に記載しておりますが、業務で使用するクライアントノートパソコンを購入したものでございます。

18節負担金、補助金及び交付金につきましては、宮城県市町村研修所の各種職員研修に係る負担金が主な支出でございます。受講実績につきましては、決算附属資料16ページから17ページに記載しておりますので、御確認いただければと思います。

27節公課費につきましては、総務課の公用車に係る自動車重量税でございます。

続いて、2目文書広報費でございます。支出済額が244万3,749円で、年4回発行しております広報広域くろかわの発行経費として支出したものでございます。

3目財政管理費につきましては、支出済額が7,028万3,000円で、財政調整基金の預金利子と会計年度におきます歳入歳出の精算額を積み立てたものでございます。

また、指定管理者からの病院事業貸付金の償還分を基金に積み立てております。

決算書21、22ページにまいりまして、4目公平委員会費につきましては、県人事委員会への事務委託経費として2万2,000円を支出したものでございます。

ここまでが総務費の1項総務管理費でございます。

続いて、2項監査委員費でございます。予算現額35万8,000円に対しまして、支出済額31万2,851円。4万5,149円の不用額となっております。監査委員費につきましては、例月出納検査、決算審

査、定例監査に要した経費で、監査委員報酬、費用弁償が主な支出でございます。

以上が、議会費、総務費の決算についての説明でございます。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、続きまして、3款民生費について御説明申し上げます。

決算書、引き続き、21、22ページを御覧ください。

決算附属資料につきましては、18ページの下段を御覧ください。

民生費につきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございまして、予算現額8万円に対しまして、支出済額4万7,419円で、3万2,581円の不用額となっております。決算附属資料を見ていただきますと、10名の委員で構成する老人ホーム入所判定委員会を年2回開催しまして、新規ゼロ件、更新10件、合計10件の事案について判定いたいただいております。これらの判定委員会運営に要した経費を委員謝金はじめ需用費は、施設設備修繕料としてコピ一代、通信運搬費につきましては郵便料と各節から支出しております。

以上が民生費でございます。

続きまして、衛生費について御説明申し上げます。

4款衛生費につきましては、火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営に要する経費となっております。さらに、し尿処理施設更新計画に要する経費も含まれておるものでございます。

衛生費全体で、予算現額が9億897万2,000円に対しまして、支出済額が8億9,230万4,103円で、1,666万7,897円の不用額となっております。

続きまして、衛生費の各経費について御説明申し上げます。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費につきましては、衛生部門の各施設の総括及び連絡調整に要する人件費等の経費でございます。予算現額2,037万8,000円に対しまして、支出済額2,028万9,205円で、8万8,795円の不用額となっております。

2節給料から4節共済費までは、業務課の衛生部門担当職員3人に係る人件費でございます。

10節需用費から11節役務費までは、消耗品費、公用車管理経費など、経常的に支出しているものでございます。

12節委託料、18節負担金、補助及び交付金、26節公課費などにつきましては、御覧のとおりとなっております。

なお、17節の備品購入費につきましては、既存のデジタルカメラが故障したということで新たに購入させていただいております。

なお、保健衛生総務費の主な実施概要などにつきましては、各種会計決算附属資料の19ページの上段を御覧いただければと思います。

続きまして、4款1項2目火葬場費について御説明申し上げます。

決算書は23、24ページを御覧ください。決算附属資料に関しましては、19ページ、20ページとなります。

火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でございまして、予算現額4,176万2,000円に対し、支出済額4,114万9,831円。61万2,169円の不用額となっております。

火葬場の管理につきましては、平成26年度から民間委託しておりますので、人件費の計上はございません。

10節需用費は、火葬用消耗品、火葬用の灯油代、光熱水費のほか、施設の各種修繕などの運転管理経費でございます。

なお、決算附属資料19ページ、修繕料の項目にございます多目的トイレの修繕につきましては、内部の壁・床などの修繕に加えまして、赤ちゃんおむつ交換台を新たに設置させていただきまして、施設の利便性の向上を図っております。

11節役務費から12節までは、電気工作物や地下タンクなどの各種検査経費、火葬等業務委託の1,864万5,000円などをはじめとして、庭園管理委託業務、清掃業務委託等や除雪業務委託などの各種業務委託の経費に支出しております。

13節使用料及び賃借料は、空調設備、A E D、L E D照明器具、除雪用タイヤショベルなどの賃借経費となっております。

14節工事請負費は、計画的な火葬炉設備の修繕工事の補修経費のほかに、駐車場の区画線補修工事及び屋上防水補修工事なども実施させていただいております。これによって施設の機能維持を図っておりますものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会への負担金でございます。

以上が火葬場費となります。

続きまして、4款2項清掃費でございます。清掃費は、し尿処理費、ごみ処理費及び最終処分場費に係る経費でございます。予算現額8億4,683万2,000円に対しまして、支出済額が8億3,086万

5,067円で、清掃費全体で1,596万6,933円の不用額となっております。

それでは、清掃費の各経費について御説明申し上げます。

4款2項1目し尿処理費について御説明申し上げます。決算附属資料は20ページからとなります。

し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額9,228万6,000円に対し、支出済額が8,503万9,502円で、724万6,498円の不用額となっております。

し尿処理施設の管理につきましては、平成23年度から民間委託しており、火葬場費と同様に人件費の計上はございません。

10節需用費は機械設備消耗品、汚泥焼却用のA重油代、光熱水費、し尿処理用薬品代及び修繕等の運転管理経費でございます。

11節役務費は、通信運搬費のほか、汚泥焼却炉のばい煙測定やダイオキシン検査などの公害防止のための各種検査経費となっております。

12節委託料は、し尿処理施設管理業務委託1,991万円をはじめとして、今後予定されております施設の更新事業に係る汚泥再生処理センター整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務委託に1,524万6,000円、生活環境影響調査業務委託に663万3,000円、地質地歴調査業務委託に540万5,400円などの業務委託も行っておるものでございます。

次のページ、25、26ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料は、環境衛生センターから吉田川まで続く地下に埋設されております放流水管の一部が個人の敷地を通過するため、その部分を賃借するための賃借料となっております。

14節工事請負費は、施設の安全と機能維持を図るために必要な工事を計画的に行っておるもので、決算附属資料22ページの上段を御覧いただきます。計画的な施設維持補修工事として、し尿処理施設整備工事及びし尿処理施設ケースコンベア補修工事を実施させていただいております。

17節備品購入費は、現場作業前に有毒な硫化水素などが発生していないかどうかを確認するため、有害ガス検知器を購入させていただき、作業の安全を図っておるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、黒川地区危険物安全協会に対する補助金となっております。

26節公課費は、汚染負荷量賦課金への支出となっております。

なお、し尿処理費の主な実施概要などにつきましては、改めて各種会計決算附属資料のほう、20、21、22ページを御参照いただければと思います。

以上がごみ処理費を除く衛生費の説明でございます。

○議長（渡辺良雄君） 環境管理センター所長嶋津 秀君。

○環境管理センター所長（嶋津 秀君） 続きまして、4款2項1目ごみ処理費について御説明いたします。

決算書につきましては、25ページ、26ページ。決算附属資料につきましては、22ページの中段からでございます。

ごみ処理費につきましては、各処理施設の管理運営に要する経費でございます。予算現額6億6,782万6,000円に対しまして、支出済額6億6,169万4,720円で、613万1,280円の不用額となっております。

1節から4節がごみ処理費に係る人件費となっております。

1節報酬、予算現額781万9,000円、支出済額764万8,425円で、不用額が17万575円です。こちらは会計年度任用職員、手選別作業員7名に係るものでございます。

2節給料、予算現額3,454万3,000円で、支出済額が3,454万2,600円、不用額400円。こちらは、ごみ処理施設勤務職員10名分の給料です。

3節職員手当等、予算現額2,589万6,000円に対しまして、支出済額2,568万7,102円。こちら20万8,898円の不用額となっており、職員に係る各種手当及び会計年度職員に係る期末勤勉手当でございます。

4節共済費、予算現額1,079万3,000円、支出済額が1,072万741円、不用額7万2,259円となっており、こちらは、市町村職員共済組合負担金や地方公務員災害補償基金負担金、また、会計年度任用職員に係る社会保険料でございます。

8節旅費、予算現額40万6,000円に対しまして、支出済額が37万194円、不用額3万5,806円となっております。こちらは会計年度任用職員、費用弁償といたしまして20万7,630円。支給対象者5名に係る通勤手当相当の費用弁償でございます。普通旅費が7,844円。こちらは、事務連絡や会議等の際の自家用自動車借上げ料でございます。

次に、特別旅費15万4,720円。こちらは計画的な資格取得といたしまして、神奈川県にあります日本環境衛生センター主催の廃棄物処理施設に必要な技術管理者の資格を、試験により能力の認定を行う講習を会場、神奈川県横浜市にて職員1名がごみ処理施設コースを10泊11日、出張にて受講受検し、合格したものでございます。

10節需用費、予算現額1億2,170万6,000円に対しまして、支出済額が1億1,669万1,150円、不用額501万4,850円となっております。需用費につきましては、各施設で使用いたします消耗品費や燃料費、印刷製本費、光熱水費、薬品費、修繕料となっており、消耗品費が2,098万9,837円で、主な

ものといたしましては、決算附属資料22ページ中段にありますごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設等で使用いたします機械用消耗品となっており、焼却施設では、H C 1 系吸収液・等価液購入や焼却炉内に温度を検知するための熱電対の購入、焼却炉内再燃焼室に冷却水を噴霧する炉内水噴霧ノズル等の購入代でございます。

粗大ごみ処理施設におきましては、低速回転式破碎機カッターノードの購入代や回転式破碎機部品購入代、廃プラスチック減容施設におきましては、成型品を梱包するためのフィルムや圧縮した成型品にかけるP P バンドの購入代でございます。

そのほか、使用期限を迎えます消火器22本を計画的に更新や、施設で使用しておりますフォークリフト1台のタイヤを交換したものでございます。

続きまして、燃料費、こちらは焼却炉用の燃料でありますA重油の購入代、各公用車両4台に係ります燃料代となっております。印刷製本費につきましては、20万1,080円。こちらは環境管理センターへのごみの直接持込み搬入時に必要な廃棄物搬入申請書3,000部と、車両を計量した際に発行いたします計量票1万部を印刷したものでございます。

次に、光熱費でございますが、6,622万9,516円で各施設の電気代と水道代でございます。

施設設備修繕料につきましては254万3,592円で、突発的な故障により実施した修繕に係る支出でございます。主な修繕といたしましては、廃プラスチック減容施設圧縮梱包機、緊急修繕をはじめ6件の修繕に要した支出でございます。車両整備修繕料といたしましては70万7,003円で、各公用車両に係る車検整備代や故障の修理の支出でございます。

続きまして、薬品費が2,330万5,469円で、焼却施設の排ガス中のダイオキシン類や飛灰中の有害物質の飛散、溶質を抑えるための薬品購入代でございます。

続きまして、11節役務費、予算現額748万7,000円に対しまして、支出済額740万5,215円、8万1,785円の不用額となっております。通信運搬費が50万7,783円。こちらは、施設の電話料のほか、契約に基づき、使用済乾電池の適正処分のため、北海道にあります指定のリサイクル工場までの運搬代となっております。

次に、各種手当、各種手数料といたしまして520万1,655円。

決算附属資料は23ページ中段からでございます。

こちらは、大気汚染防止法に基づくばい煙測定業務や、ダイオキシン類特別措置法に基づく焼却施設のダイオキシン類測定分析業務といった公害防止に係る測定業務のほか、粗大ごみ処理施設、荷物用リフト点検といった建築基準法に基づく法定検査や、ごみの搬入車両の重さを図るためのト

ラックスケールの保守点検業務のほか、職員の健康診断料や火災保険料、自動車損害保険料の支出となっております。

12節委託料、予算現額が2億2,761万円、支出済額が2億2,706万6,751円で、不用額が54万3,249円でございます。

決算書25ページから28ページ、決算附属資料につきましては25ページでございます。

委託料につきましては、17件の業務委託の支出となっております。主な業務委託といたしましては、焼却施設運転管理業務委託で、令和5年4月から令和10年3月までの5か年の業務委託契約、2年目であります令和6年度契約料といたしまして1億560万円。焼却施設の主要設備の点検や炉内の定期的な清掃点検のための焼却施設、主要設備点検、清掃業務委託が7,920万円。令和6年4月より、令和10年3月までのペットボトル減容施設の運転完了、民間へ業務委託を開始いたしましたが、ペットボトル減容施設運転管理業務委託6年度契約料が1,557万6,000円。焼却施設2号炉耐火物等補修工事の期間中、廃棄物処理の停滞を防ぐため、可燃ごみの焼却業務を利府町にあります宮城東部衛生処理組合へ委託いたしました一般廃棄物処理業務委託が1,654万2,876円でございます。

決算書27ページ、28ページにまいりまして、13節使用料及び賃借料、予算現額203万3,000円。支出済額203万1,262円で、1,738円の不用額です。こちらは管理棟に設置のAED1台の賃貸借、施設のLED照明機器賃貸借、事務所で使用しております複写機の賃貸借、あと放送受信料の支出となっております。

14節工事請負費、予算現額2億2,689万1,000円、支出済額2億2,689万840円、不用額160円。

決算附属資料につきましては、26ページから27ページでございます。

こちらは、各施設の計画的な整備工事として各施設の機能維持のための定期的な修繕工事のほか、令和5年5月8日に粗大ごみ処理施設において発生いたしました火災事故により損傷した粗大ごみ処理施設火災被害復旧工事や、ごみ焼却施設2号炉耐火物等補修工事の全8件の工事に要した支出でございます。

まず、ごみ焼却施設工事といたしまして6,028万円。こちらの主な整備内容といたしましては、排ガス処理施設整備といたしまして、2号炉のろ過式集塵機のフィルターであります。ろ布の交換をいたしました。

次に、ごみ焼却施設2号炉耐火物等補修工事といたしまして7,700万円。こちらは、経年的劣化により損傷いたしました焼却施設、炉内の耐火物並びにケーシングについて設備の機能維持のため

の補修工事をしたものでございます。

決算附属資料27ページにまいりまして、粗大ごみ処理施設火災被害復旧工事4,290万円。こちらは火災により焼損いたしました可燃物ホッパーやアルミ選別機など、各機械設備の復旧工事を実施したものでございます。

続きまして、粗大ごみ処理施設V Sモーター更新整備工事といたしまして、1,413万5,000円。こちらは、更新時期を迎えた粗大ごみ受入コンベア及び供給フィーダーと称します搬送設備の駆動用V Sモーターをインバーター式のモーターに更新いたしまして、併せて付随する制御盤関係を整備したものでございます。

17節備品購入費。予算現額、支出済額ともに181万5,000円でございます。こちらは、庁用器具費といたしまして事務用備品のデスク用脇机1台、事務用椅子1脚、プリンターラック1台を購入したものでございます。

次に、公用車購入費、投資的経費といたしまして171万6,000円。こちらは、公用車両の更新計画に基づきまして、施設で使用しておりますフォークリフト1台を購入したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金19万2,000円、支出済額が19万1,940円、60円の不用額。こちらは、各種負担金といたしまして、使用済乾電池広域回収処理連絡協議会負担金や、黒川地区危険物安全協議会負担金のほか、環境管理センター周辺対策協議会負担金や、廃棄物処理施設技術管理者講習負担金の支出となっております。

26節公課費、予算現額63万5,000円に対しまして、支出済額63万3,500円。1,500円の不用額でございます。こちらは、汚染負荷量賦課金やごみ処理施設、公用車両3台に係る自動車重量税でございます。

続きまして、4款2項3目最終処分場費を御説明いたします。

決算書につきましては、引き続き27、28ページ。決算附属資料につきましては、27ページ下段からでございます。

最終処分場費につきましては、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費でございます。

予算現額が8,672万円、支出済額が8,413万845円、不用額が258万9,155円となっております。

10節需用費、予算現額1,523万6,000円に対しまして、支出済額1,287万4,481円。236万1,519円の不用額となっております。

消耗品費が201万1,835円で、主に施設で使用いたします遠心脱水機に脱水助剤の薬品を注入するため、脱水助剤注入ポンプの1台の購入や施設内に設置しております消火器8本の更新や、施設か

らの処理水を運搬いたしますタンクローリー車の水槽車、普通タイヤ並びにスタッドレスタイヤの購入代。また、ホイールローダ用のタイヤチェーンの購入代となっております。

燃料費といたしまして、水槽車等公用車両に係る軽油代が160万2,313円。

光熱水費は、施設の電気料で397万9,552円でございます。

施設修繕料といたしまして34万6,390円で、こちらは、埋立地の遮水シートの健全性を確認するための破損検知器のオーバーホール代です。

車両整備修繕料といたしましては212万9,171円で、こちらは、水槽車やバキュームダンパー車に係る車検整備料のほか、水槽車3か月定期点検や車両故障時の修理に要した支出となっております。

次に、薬品費が280万5,220円。こちらは施設で使用いたします水処理用の各種薬品購入代でございます。

11節役務費、予算現額229万7,000円。支出済額が210万7,141円。18万9,859円の不用額となっております。こちらは通信運搬費といたしまして、施設電話料が7万2,616円のほか、各種手数料といたしまして168万円。主な支出といたしましては、決算附属資料28ページにあります最終処分場維持管理基準に基づく水質検査業務や、電気事業法に基づく電気工作物保安管理業務、消防法に基づきます消防設備点検など、関係する法令や規則に基づき実施したもののが、火災保険料や公用車両3台に係る自動車損害保険料の支出となっております。

12節委託料、予算現額2,274万5,000円に対しまして、支出済額が2,274万4,695円、305円の不用額です。

委託料におきましては、決算書27ページから30ページでございます。

決算附属資料につきましては、28ページ下段から29ページとなっております。主な業務委託といたしまして、一般廃棄物最終処分場維持管理業務といたしまして、令和5年4月から令和10年3月までの5か年契約の2年目、令和6年度契約料といたしまして2,090万円。最終処分場搬入路除雪業務委託といたしまして143万5,500円。その他3件の業務委託の支出となっております。

決算書29、30ページにまいりまして、13節使用料及び賃借料。予算現額21万9,000円、支出済額が21万8,208円。792円の不用額。こちらは、施設LED照明機器賃貸借の支出でございます。

14節工事請負費、予算現額が3,525万5,000円に対しまして、支出済額、同じく3,525万5,000円となっております。こちらは、施設の計画的な維持補修工事といたしまして、浸出水処理施設整備工事が2,420万円。こちらは、浸出水処理施設内の中央監視室操作盤内の各シーケンサーの更新整備や、各種攪拌機の消耗部品の交換等、また、薬注ポンプの更新や炭酸ソーダ粉体供給装置整備とい

たしまして、消耗部品の交換整備を実施したものでございます。

砂ろ過器活性炭入替及び処理槽清掃工事といたしまして715万円。こちらは、槽内部の清掃や付随する水中ポンプ等の更新並びにろ過器内部の充填剤の入替えを実施したものでございます。

最終処分場遠心脱水機整備工事といたしまして275万円。こちらは水処理の沈殿工程により発生いたします汚泥を処理する遠心脱水機のVベルト及びベアリング等の消耗部品の交換整備をしたものでございます。ばっ氣プロアオーバーホールといたしまして115万5,000円。こちらは24時間稼働しております施設のばっ氣プロア3台のベアリング、フィルター、ギアオイル等の消耗部品の交換整備をしたものでございます。

以上、4件の工事請負費の支出でございます。

17節備品購入費。予算現額1,080万4,000円に対しまして、支出済額1,080万3,320円、680円の不用額です。こちらは、機械器具費といたしまして25万7,620円。こちらは決算附属資料29ページ下段にございます有害ガス検知器1台、2連はしご1脚、LED投光器1台を購入したものでございます。また、公用車購入費投資的経費といたしまして1,054万5,700円。こちらはホイールローダー1台を更新したものです。

26節公課費。予算現額16万4,000円に対しまして、支出済額12万8,000円、不用額3万6,000円。こちらはバキュームダンパー車と水槽車の公用車両2台に係る自動車重量税でございます。

以上が4款2項3目最終処分場費の説明でございます。

○議長（渡辺良雄君） これより昼の休憩に入ります。

再開は、午後1時といたします。

午前1時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渡辺良雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

消防次長山家貴広君。

○消防次長（山家貴広君） それでは、4款に引き続きまして、5款消防費の歳出について御説明いたします。

決算書は29、30ページ。決算附属資料は30ページからになります。

5款消防費全体で、予算現額20億4,405万6,000円に対しまして、支出済額が19億1,281万4,962円。不用額が1,092万3,038円となっております。予算現額には、消防ポンプ車更新の納車の遅れによる

令和5年度からの繰越し5,005万円を含んでおり、支出においては、水槽付消防ポンプ車及び指揮車更新の納車の遅れによります令和7年度への1億2,031万8,000円が繰越しとなっております。

初めに、1項消防費、1目常備消防費から御説明いたします。予算現額12億728万4,000円に対して、支出済額11億9,880万6,469円で、847万7,531円の不用額となっております。

節ごとに御説明いたします。

2節から4節にかけましては、職員150人の給料等の人物費でございます。

次に、7節報償費ですが、管内の中学生を対象に行ったポスターコンクールの各賞の経費でございます。

続きまして、8節旅費ですが、普通旅費につきましては、全国消防長会東北支部事業等の研修会や救急救助等の各種シンポジウムへの出張旅費など、特別旅費につきましては、救急救命士養成に伴う東京研修所での研修や宮城県消防学校の入校経費などでございます。

続きまして、9節交際費は消防長の交際費でございます。

次に、10節の需用費ですが、こちらに関しましては、庁舎管理、総務管理、警防管理、警防救助、予防管理と分類されておりまして、庁舎管理費は施設の維持補修に伴う費用、総務管理費は被服費や事務用の消耗品や施設の燃料費や光熱水費、非常災害時や熱中症対策の食糧費などで、警防管理費につきましては、警防活動に必要な消耗品の購入や、それらの修繕料などでございます。

決算書31、32ページ。

警防救助費につきましては、救命処置に必要な各種消耗品やそれらの修繕料、また、薬品費として、救命行為に用いるエピネフリンやブドウ糖溶液などの購入でございます。

警防救助費につきましては、救助活動上必要な各種装備品の購入や施設設備修繕料としまして、救助資機材の修理費などとなります。

次に、予防管理費、消耗品費でございますが、予防広報用冊子や広報用横断幕、火災原因調査業務に使用する器具の購入費、印刷製本費は、火災予防運動ポスターや、幼年消防への感謝状、立入り検査結果通知書の印刷費、火災調査の写真現像料などであります。

以上、10節需用費の各管理費支出済額の合計は、5,071万4,250円となっております。

次に、11節役務費について御説明いたします。

まず、通信運搬費につきましては、主に電話料や郵便料、各種手数料につきましては、附属資料32ページに記載がありますとおり自家用電気工作物の保守管理業務や、各施設の消防用設備、空気呼吸器点検料、空気酸素ボンベの耐圧検査料などでございまして、役務費はその他職員健康診断料

や施設の火災保険料、消防業務上の賠償責任保険料等などでございます。

次に、12節委託料ですが、事業系一般廃棄物処理業務委託や各庁舎付随設備等の保守点検業務委託のほか、救命行為を行うためのメディカルコントロール病院からの救命処置の指示、助言、事後検証等の業務委託や各種病院研修など合わせまして、支出済額は377万9,260円です。

13節、使用料及び賃借料につきましては、消防本部配置の印刷機や各庁舎に設置しております複合機のリース料、各施設のLED照明器具の賃借料、消防署所の当直勤務者用寝具の賃借料のほか、有料道路の使用料でございます。

15節の原材料費ですが、庁舎等の自己補修のための補修材や塗料等の材料購入費となります。

続きまして、17節の備品購入費ですが、決算附属資料の33ページで購入した備品の一部を掲載させていただいております。

庁用器具費としまして、各署所の老朽化した事務用椅子や掃除機等を更新したほか、大郷出張所では、破損したブラインドを更新いたしました。

機械器具費としましては、救急や警防、救助用備品の購入、更新。教材、機材購入費は消防業務に関わる広報、火災予防活動用DVDのほか、各事業所等の消防訓練用水消火器の購入でございます。

以上、17節備品購入費の支出済額は、1,389万8,602円となっております。

次に、18節の負担金、補助及び交付金ですが、負担金につきましては、全国消防長会等の各種団体の加入負担金、また、宮城県消防学校や救急救命研修所入所等の研修負担金、各種研修会受講の負担金であり、補助金につきましては、黒川地区少年婦人防火委員会へ対しての補助金であります。

22節、償還金、利子及び割引料につきましては、宮城県の移譲事務交付金の返還金でございます。

以上が、1目常備消防費でございます。

続きまして、1目消防施設費を御説明いたします。

決算書は33、34ページとなります。

消防施設費は、主に通信指令施設や消防車両等に要する経費と、消防本部黒川消防署新庁舎関連経費であり、令和5年度から繰り越されました5,005万円を含めまして、予算現額8億3,677万2,000円に対しまして、支出済額が7億1,400万8,493円で、令和7年度への繰越明許が1億2,031万8,000円、不用額は244万5,507円となります。

節ごとに説明いたします。

10節の需用費ですが、消耗品費につきましては、指令システムに伴う消耗品のほか、消防車両の

タイヤ更新等の経費であり、そのほか車両の維持管理に必要な機械用消耗品の購入費となっております。

燃料費につきましては、消防車両28台分の燃料費となります。施設設備修繕料につきましては、主なものとしまして大郷出張所の敷地内にあります無線基地局のバッテリー交換で、その他、無線機を含む通信機器の修繕料となります。

車両整備、修繕料につきましては、車検整備17台分、他定期点検整備並びに消防ポンプ自動車及び救急自動車等の修理などに要した経費となります。

以上、10節需用費の支出済額は、1,687万1,758円でございます。

次に、11節役務費について御説明いたします。

通信運搬費としまして、消防指令システムに関連する50以上の各種回線使用料となります。令和6年度からは、Net119緊急通報システムにLive119システムのオプションを追加し、災害現場で多様に活用しております。

各種手数料につきましては、車検対象者の検査手数料や、消防救急デジタル無線免許更新のための申請手数料となります。また自動車損害保険料としまして、自賠責保険料及び自動車損害共済分担金で、ポートトレーラーを含む車両全ての保険料となっております。

次に、12節の委託料ですが、指令システムに係る各種保守委託のほか、令和5年度に整備しました消防指令システムと消防救急デジタル無線の保守点検業務委託、新消防庁舎建設工事監理業務委託となり、委託料の支出総額が3,533万4,805円です。

続きまして、14節工事請負費ですが、新消防庁舎建設工事の令和6年度分の出来高分で支出済額6億円でございます。庁舎建設事業につきましては、今年11月末の完成に向けて順調に工事が進んでおります。

次に、17節の備品購入費につきましては、附属資料35ページを御覧願います。

各種無線機の更新と、令和5年度から繰り越されました消防ポンプ自動車の更新費用で支出済額が5,115万6,050円です。

26節公課費に関しましては、車検対象車の自動車重量税です。

以上が2目消防施設費の概要でございます。

以上で、5款消防費の令和6年度決算概要の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、引き続き、6款公債費になります。

予算現額1億8,802万5,000円に対しまして、支出済額が1億8,802万4,247円となっております。衛生債が11件、消防債が9件、災害復旧事業費が2件の元金利子の償還金でございます。

続きまして、7款予備費につきましては、予算現額10万円に対しまして支出はございませんでした。

以上で歳出の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番金須新一君。

○11番（金須新一君） 質問させていただきます。

決算書の24ページ。4款2項の清掃費なんですが、この不用額、監査委員の意見書にも記載があったんですが、令和5年度、約1,900万円の不用額が発生しております。令和6年度に関しても300万円の減額になっているとはいえ、1,600万円の不用額が発生しております。そこで細目を見ますと、同じ24ページの1目10節の需用費が約130万円。1目の12節委託料が約500万円。26ページ、2目10節の需用費が500万円。28ページの3目10節の需用費が約230万円となっております。

なぜそのような状況になっているのかというのが1点と、あと決算書の34ページ。5款1項2目11節、令和6年度に新たにNet119にプラスして、Live119という現場の状況を映像で受信できるようなシステムを導入したと思うんですが、どれぐらいの実績があるのかというところを御説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（渡辺良雄君） 答弁を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、決算書23、24ページのし尿処理費の中の委託料、12節委託料の592万4,000円ですけれども、こちらに関しましては、地質地歴調査業務委託、そちらの金額が入札しましたら大分低い金額で落ちたというものでございます。こちらに関しましては、1月に入札を行いまして、年度内に終了させたということで、この金額補正のときに下ろすということがちょっと間に合わなかつたというものでございました。それに関しましても、前もっていろいろ調べまして、この地質地歴調査を行うというところでもっと早くやればよかったんじゃないかということもあると思うんですが、調べましたら人件費等の高騰によりまして、当初置いていた予算よりも多くなりそうだということで、他の委託、全て契約してから残金残った分も入れて入札しようかということで考えまして、この時期になりまして、蓋を開けてみれば思ったよりも安くなつたということでございまして、その点に関しては申し訳なく思っております。

需用費に関しましては、こちらの需用費なんですけれども、薬品の在庫が衛生センターのほうに結構まだあったということで、当初予定したよりも薬品を買わずに済んだというところで、残金が残ったということでございます。

し尿処理費に関しては、以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 環境管理センター所長嶋津 秀君。

○環境管理センター所長（嶋津 秀君） 4款2項2目ごみ処理費、10節の需用費の不用額501万4,850円ですけれども、こちらの主な不用額の出た要因といたしましては、各施設の電気代でございます。国からの補助の関係がありまして、試算上、どうしてもこのようない結果になってしまいました。こちらの不用額につきましては、精査できなかつたことは申し訳なく思っております。以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 指令課長佐藤孝之君。

○指令課長（佐藤孝之君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

Live119の令和6年度の利用回数につきましては37回、令和7年度につきましては、現時点で14回の利用をしております。導入以降、徐々に利用回数が増え、利用実績を着実に積み上げているところでございます。以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 再答弁させます。環境課管理センター所長嶋津 秀君。

○環境管理センター所長（嶋津 秀君） 続きまして、3目最終処分場費の需用費につきまして、不用額236万1,519円の主な要因といたしましては、こちらは施設で使用しております薬品費、こちらでございます。当時の予算で計上した薬品単価に対しまして落札額が低かったこと、また、施設の稼働日数の関係で、想定した薬品まで薬品量を使用しなかつたことでございます。以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 11番金須新一君。

○11番（金須新一君） 先ほど回答がありました4款2項1目12節の委託料は、2月の減額補正に間に合わなかつたということで理解をしました。しかしながら、2目10節や3目10節この需用費は、2月の減額補正ができたのではないかと思うんですが、その辺いかがなのかということを1点と、あとは消防部門のLive119の実績、分かりました。その中で、恐らく全ての通報をLive119でやり取りをするのでなくて、何か通報時、指令課員がこの通報案件は重症かどうかということで、その画像を切り換えて、より効果的なやりとりをすると思うんですが、その辺いかがなものか教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 今、御質問ありましたし尿処理費の10節需用費なんですかけれども、131万5,194円というところなんですけれども、先ほど説明させていただきました思ったより在庫があったということなんですかけれども、改めて補正のときに、一応、これからまた買うだろうという予想を立てたんですけれども、その予想時に在庫をちゃんと確認していなかったというところがこちらの落ち度でして、委託業者のものに委託したままで、そちらの報告を信じてしまったというところがちょっと間違いでして、改めてこちらとしても予算組むときに在庫確認とか、そういうことを徹底しまして、今後やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） 指令課長佐藤孝之君。

○指令課長（佐藤孝之君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

Live119の利用方法といたしましては、消火活動、それから心肺停止事案、救助活動など、多岐にわたっておりまして、特に火災や山岳救助における場合の場所特定が困難な事案については、Live119に搭載された高精度な位置情報システムを活用することで、現場を正確に迅速に把握することが可能となっております。

また、そういった場合や救急に関しましては、重症度、緊急性が高いと判断したもので、必要に応じて利用のほうさせていただいております。以上です。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 2点ほどお伺いをいたします。

まず、決算書の14ページの3款1項1目施設の衛生費補助金の廃棄物処理施設モニタリングと事業費補助金につきまして、9万3,720円と記載がございます。令和5年度の決算書によりますと、この金額が約161万円となっておりまして大幅に減額となっているのですが、その理由につきましてお伺いをいたします。

2点目なんですが、30ページになります。

5款1項1目3節の職員手当等につきまして、支出済額が令和5年度と比較しまして、約3,300万円増額となっております。特に期末手当、勤勉手当、児童手当の増額が顕著となっておりますが、これら増額の理由につきまして、御説明をお願いいたします。以上です。

○議長（渡辺良雄君） 答弁を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

廃棄物処理施設モニタリング等の事業費補助金の関係なんですかけれども、こちらですかとも、

国のほうから通達がございまして、今まで調査していました飛灰、主灰、排ガスですね、そちらのモニタリングはしなくていいよと。もう安定した数値が出ている施設では、もうモニタリングしなくても結構ですという通達がありまして、そちらをやらなくなつたということでこの補助金が減額されたというものでございます。以上でございます。

今は、水だけモニタリングをやっているというものでございます。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、先ほどの御質問にお答えいたします。

消防費の職員手当の関係ですけれども、昨年の人事院勧告による給与改定によりまして、給与の大幅な改定がありまして、その関係あと期末勤勉手当も支給率が上がったことによりまして、支給額が増えたものでございます。あと児童手当につきましても、こちらの改正が行われまして増額となつた状況となっております。以上です。

○議長（渡辺良雄君） 3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 職員手当の増加額につきまして、御答弁ありがとうございます。それで、この改正の影響なんですかけれども、今年度あるいは来年度につきましては、令和6年度と同じような水準と見てよいのか、見通しにつきまして御答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、御質問にお答えいたします。

まだ、国の方の人事院勧告が示されておりませんので、まだ見通しのほうちょっとお答えできるような状況ではないかと思います。以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。2番赤間しづ江君。

○2番（赤間しづ江君） 決算書等のページの指定はできません。私は、消防部門のことについて質問させていただきます。

今年2月、岩手県大船渡市で発生した山林火災における緊急消防援助隊の派遣活動については、既に総括的な検証、反省が行われたものと思っております。その中で、消防車両が進入できない箇所での消火活動が行われたと伺っております。

そこで改めてお伺いします。今後、黒川地域において同様の事態が発生した場合に備え、今回の派遣活動で得られた知見を踏まえて、消防車両が進入できない地域での消火活動に対応するために、資機材等の整備について新たに必要性がある資機材はあるのか、その辺の御検討はなさつたのかについてお伺いします。

また、今回の山林火災について、現時点では出火原因が特定されておりません。こうした状況を踏まえて、住民への火の始末等に対する啓発活動の重要性は再認識されるべきと考えますが、住民の防火意識の向上に向けた啓発活動のさらなる強化策を図るお考えがあるかについても、併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺良雄君） 少々お待ちください。暫時休憩します。

再開します。警防課長水上孝夫君。

○警防課長（水上孝夫君） ただいまの議員の質問についてお答えいたします。

現場に出場しました隊員から、複雑な地形や樹木により残火の処理に大変時間を要したと聞いております。最後は、多くの隊員を動員して人海戦術で、点在する熱源に対して、熱画像直視装置や背負い式消火器のうといいまして、リュックのように水を入れた袋を背負い、ホースの届かない場所に放水する活動が有効となったと聞いております。これらの質問によっては、当消防本部も有しており、新たな質問の必要性は少ないと考えております。

また、被害が広範囲であったため、地上から燃えている箇所の把握が困難となり、ヘリコプターだけではなく、ドローンによる熱画像装置が有効であり、今年度当消防本部ではドローンを購入していますことから、同様の火災では有効活用できると考えております。以上となります。

○議長（渡辺良雄君） 続いて答弁を求めます。予防課長中島 猛君。

○予防課長（中島 猛君） 住民への防火意識の向上に向けた啓発活動についての御質問についてお答えしたいと思います。

消防本部では、現在、春の火災予防運動、そして秋の火災予防運動時に、富谷、黒川地域管内を巡回する一斉広報を行っております。予防広報につきましては、火災予防運動期間中以外にも、各消防署、各出張所で一年を通して定期的に実施しているところでございます。

また、毎年3月1日から5月31日までの3ヶ月間を山火事予防運動期間に掲げ、事業所等にポスターの掲示を依頼するとともに、各地域の山林に看板を設置し、登山者や入山者へ山火事予防を促しております。このような火災予防運動期間中には、管内市町村に広報誌掲載や防災無線での後方支援を依頼し、地域住民の防災意識の向上を図っております。今後は、街頭PR等による火災予防関係のリーフレットを富谷、黒川地域の百貨店などで配布し、住宅用火災警報器の普及活動、そして地震による電気火災対策として、感震ブレーカーの普及活動を行っていきたいと考えております。以上となります。

○議長（渡辺良雄君） 2番赤間しづ江君。

○2番（赤間しづ江君）　この大惨事は、気象条件なり、地理的条件の様々な条件が重なって起きた大惨事でございます。鎮火までに40日もかかるという、まさに他人事ではないことが隣の県で起きた。まして、黒川消防も支援活動に参加したというところで、非常に他人事とは思えない大惨事でございました。映像で見る限り、消防隊員の消火活動は困難を極めております。しかし、今の御説明もありましたが、ある程度の資機材については、黒消も装備をしておるんだということで安心しました。

あわせて、この山林火災については、私たち住民一人一人の意識も、常に頭に入れておかなければならぬなど感じた大きな教訓を残したと思います。そういう意味で、監査意見にもありましたようにこの知見を生かして、これから活動にぜひ尽力をしていただきたいということをさらに申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

もし、コメントがいただけるのであればお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺良雄君）　消防長清野康広君。

○消防長（清野康広君）　御意見どうもありがとうございます。私たち緊急援助隊として、どこに呼ばれる分からぬ状態ではありますが、今回の大船渡での活動、私たちも経験したことのない活動がありました。これからも、この地区でないことを祈っておりますが、あった場合には、持ち得る資機材を活用しまして、また、人海戦術になる可能性が大ですので、これからも消防のほう頑張っていきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（渡辺良雄君）　ほかに質疑はありませんか。15番熱海文義君。

○15番（熱海文義君）　私のほうからは、1点だけちょっとお聞きしたかったんですが、決算書の28ページ、4款の衛生費、2項の清掃費、2目のごみ処理費の中の14節工事請負費の中で、粗大ごみの処理施設火災被害復旧工事ということで、約4,300万円ほど出ているんですけども、今回代表監査委員から出た中で、リチウムイオン電池による火災というのが全国的に問題となっていて、これを発生させない体制を構築するというように言われているんですけども、このリチウムイオン電池というのは、まず環境管理センターのほうで処分できるのかどうか、まずお聞きをしたいです。

火災の原因となったのは、多分一緒の袋の中に入ったのを分からず、そういう流れによって火災起きたというのがあるんですけども、この分別の仕方とかあるのかどうか。

それから、他のところに研修したのかどうかもうそうなんですかと、黒川郡内の町村にどういう指導しているのか。これからしていくのかどうかも含めて、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（渡辺良雄君） 答弁を求めます。環境管理センター所長嶋津 秀君。

○環境管理センター所長（嶋津 秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

リチウムイオン電池とと言われると、強い衝撃や力が加わった際に発熱して発火するという特性がございます。リチウムイオン電池、これまで火災起きる以前までは、燃えないごみとして収集されておりました。令和6年4月から収集方法を見直しまして、有害ごみ、危険なものといたしまして、有害ごみとして収集するように変更いたしております。有害ごみの出し方といたしましても、分解できないものはそのまま乾電池等と一緒に出していただく。バッテリーが外せるものは、バッテリーのみ外していただく。あとはバッテリーなどをできるだけ満充電ではなくて、使い切った状態で出していただければ、発火する恐れもなくなります。あとは、関係することですけれども、収集する車両のほうも巻き込まないで、今、収集してきているとお聞きしております。

また、搬入された際のチェック方法ですけれども、有害ごみは環境管理センターセンターではスプレー以外は処理できません。使用済乾電池と合わせまして、専門のリサイクル業者様に委託して処理しております。

あと、環境管理センターに搬入された際の確認といたしましては、引き続き、不燃ごみに混入している恐れもありますので、ダンピングボックスという、一旦ワンクッションにおいて、危険なものが入っていないか確認する鉄板がございます。そこで職員が目視により確認して、確認できたものだけをごみピットに投入しております。さらに、粗大ごみ処理施設内において熱感知装置、散水装置などを強化しております。それに伴って、火災が発生することが大分抑えられると考えております。以上でございます。

失礼いたしました。関係町村の担当課におきましても、廃棄物担当課長会議等を開きまして、収集方法の変更や、後は、町村に広報誌を通じましてリチウムイオン電池の排出方法などを周知いたしまして、環境管理センターにおきましても広報誌やホームページを使いまして、ごみの出し方や、そういうものを正しく出していただくように申し上げております。以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 私から2つお伺いをいたします。決算書29、30ページ。

5款1項1目8節旅費、4,308万895円のうち決算附属資料30ページに記載がございます主な実施概要案、JSMCみやぎ新宮城工場建設に伴う視察についてであります。工場建設は頓挫いたしましたが、消防の皆さんで先進地の事例をたくさん学んで来られたのかと思います。いくつかで結構ですので、特筆すべき点や参考になる事象などありましたら、お示しをいただきたいと思います。

また、決算書13から14ページ。

3款1項2目2節消防費補助金。備考欄、緊急消防援助隊設備整備費補助金1,064万24円。先ほどもほかの議員さん触れておりましたが、令和7年2月に発生した岩手県大船渡での林野火災に伴い、緊急消防援助隊が出場したことは記憶に新しいところであります。今後の援助隊のあり方や部隊登録数などについて、国や県から指示や要請などはございますでしょうか。確認をさせてください。

○議長（渡辺良雄君） 答弁を求めます。予防課長中島 猛君。

○予防課長（中島 猛君） ただいまの伊藤議員の御質問についてお答えしたいと思います。

視察に関する御質問のほうにお答えしたいと思います。管内にも類似する企業が進出しております。今後の指導方針について、今回の視察で学ぶことができました。今後につきましても、富谷、黒川地域に企業進出が考えられますので、視察で得た指導方針関係の知識を予防業務で生かしていきたいと考えております。以上となります。

○議長（渡辺良雄君） 警防課長水上孝夫君。

○警防課長（水上孝夫君） 緊急援助隊の質問に対してお答えします。

緊急援助隊につきましては、南海トラフ地震などの対応のため、令和11年までに新たに全国で6,665隊だったものを7,200隊に増隊する計画がされている状況でございます。以上となります。

○議長（渡辺良雄君） 4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 新工場はなくなったものの、既に類似する大きな建物はありますよと。あと緊急消防援助隊についても今後増隊の予定ということで、黒川のほうも何かしらの対応が必要なつてくると思われます。従前より私、議場でお答えをさせていただいたんですが、やはり消防力、マンパワーが重要になってくると思います。消防力に対して、現有消防、消防職員に大分少ないので皆さん共通認識あって、対策はしているとは思うんですが、ここのところの今後の方針というか考え方を理事長から一言いただければと思います。

○議長（渡辺良雄君） 理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、ただいまの伊藤議員から御質問にお答えをしたいと思います。

今、現在、消防力を見た場合、救急も含めまして、人口対比での国が定める消防署員の人数的なところの今推奨されている値に今現在まだ至っていない部分がございまして、今まさに消防部局のほうと一緒にになって理事会とも協議を始めておりまして、今後の人員配置またはその装備等を含めて、どのような形がいいのか、また、どういう形で強化が具体的にできるのかという部分、今協議

を始めておるところでありますので、今年度中に審議を進め、来年度以降の全体の配置に生かしてまいりたいなということで、今、事前準備をしておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。充実を図るよう努めてまいりたいと思います。以上であります。

○議長（渡辺良雄君）ほかにありませんか。5番平渡亮君。

○5番（平渡亮君）私のほうから1点させていただきます。4款2項1目の12節委託料についてです。23ページ、24ページと、附属資料でいいますと21ページになります。

汚泥再生処理センター整備基本計画策定業務及びPFI等の導入の可能性の調査業務委託についてです。2年計画の2年目となりますので、約1,500万円計上しておりますが、どのような形での調査の結果、またはPFIができるものなのかどうか、これから公共施設PFIの取組は非常に大切だと思いますので、その成果が出たのかどうか教えていただければと思います。

○議長（渡辺良雄君）業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君）それでは、今の議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、汚泥再生処理施設の整備基本計画でございますが、こちらに関しましては、基本的な処理施設の仕様を固めるというものでございます。仕様としましては、今までし尿処理施設ということで、当初、建築したときには、し尿処理を主のほうに重きを置いていた施設ということで、その際にはし尿のほうが7割、浄化槽汚泥のほうが3割というような当初の建設した施設でございました。それを今度の新しい施設では、し尿処理じゃなくて浄化槽汚泥のほうに重きを置いた処理施設にするということで、水処理設備のほうを浄化槽汚泥対応型の脱窒素処理方式という方式を採用するというふうにしております。

以前にもお話をさせていただいたと思うんですけども、現在の処理施設、日量45キロリットルなんですが、現在、どんどんどんどん汚泥搬入量が減ってきているということで、今度新しく建設する施設は日量45キロリットルの処理施設というふうに縮小させていただくというふうでござります。同じく発生する汚泥をどうするかということで、こちらは資源化設備ということで、こちら助燃材方式のほうで採用させていただくというふうでござります。脱水しまして、ごみ焼却施設の助燃材で使用させていただくという仕様にしております。

また、脱臭方式ですけれども、発生臭気を生物脱臭し、薬液で洗浄し、活性炭吸着するということで、こちらの脱臭方式もそのような仕様に採用させていただくということでござります。

汚泥貯留設備なんですか、現在の設備、60キロリットル、1週間ほど貯留できる設備にしておりますが、今度の新しい設備のほうも同じように1週間ほどの汚泥貯留設備とする仕様として

おります。計量設備も設けまして、ロードセル方式の電気形式1回計量方式と、そちらを採用させていただくということです。異物除去装置としまして、ドラムスクリーン方式ということで、これで夾雑物の除去を行うと、汚泥脱水機としましてはスクリュープレス方式ということで、一番効率のいい脱水装置ということで、これで含水率70%以下に保つというものでございます。

御存じのように建設場所を環境衛生センターの現在の敷地内ということでございます。放流先は吉田川と、現在と同じ吉田川に放流するという基本計画でございます。

続きまして、PFI等導入可能性調査の結果でございます。こちらに関しましては、PFI導入可能性というのは、汚泥再生処理施設の整備運営事業全体を効率的に実施するために、民間の資金、建設、運営などのノウハウを活用するという趣旨でございます。官民共同事業による事業方式ということで、それが当組合に合ったものかどうかというのを検討させていただいております。その検討項目としまして、1つ目としまして、公設公営方式、これをこれまでと同じように公設で建設しまして、時間に運営するというものでございます。

もう1つとして、公設プラス長期包括委託方式ということで、計画から建設までを公共が行いまして、運営、維持管理は民間が行うというやり方でございます。

もう1つ、DBO方式、こちらが公設民営方式ということで、公共が資金調達し、民間の意見を取り入れながら施設建設、所有し、運営、維持管理は、ノウハウを有する民間が行うというものでございます。

もう1つ、PFI方式ということで、こちらはBOO、BOT、BTOなど3種類の方式がございます。こちらそれぞれ民間が建設資金運営、維持管理を全て一括で行いまして、それぞれの契約期間を満了後、施設を譲渡あるいは事業を継続して、そこから収益を民間ですので得るというようなやり方でございます。

この4点のやり方で、それぞれ15年間委託、建設から委託、運営ということで試算しまして、その試算の中で一番効率的だと判断されたのがDBO方式でございました。公設公営方式を基本としまして、そこから経費が浮くか、それとも余計にかかるかというところを調査しまして、一番効率的だというのはDBO方式で、15年間で公設公営方式に比べますと、大体1億5,000万円ぐらい削減できるんじゃないかという試算でございます。

ですので、この結果をもって、DBO方式が当組合の方にはやり方として一番いいんではないかという結果となっております。以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 5番平渡 亮君。

○5番（平渡亮君） 御説明ありがとうございます。

DBO方式という形になりますと、民間企業がおもんだけて建設から全て一貫してやっていく流れになると思うんですけども、鶴巣地区に、今あるところに建設されるということで、地域のほうにもかなり丁寧に御説明していただき、地域の方も安心していらっしゃると思います。ただ、ここに民間企業が入ってくる形になると、黒川行政組合のしっかりとした指導なり、ものがないと、お約束したものの、ちょっとずれが出てきたりとか、民間企業がDBOでいってしまうと、そういう民間企業主導になってしまふところがあると思うんですけども、そこについてのお考えはありますかどうか教えてください。

○議長（渡辺良雄君） 答弁を求めます。田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それに関してですが、今年度予定しております基本設計、そちらをコンサルタント業者も決まりましたので、そちらと調整しながら、しっかり今後15年間、結果的に委託することになるかもしれません、その辺の仕様なんかも固めながら、こちらの意見もちゃんと通るように、こちらの管理して、しっかりやつていけるような形を持って、運営できるようにしたいと考えております。以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより日程第7、認定第1号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

再開を14時5分といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（渡辺良雄君） 再開します。

日程第8 認定第2号 令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入

歳出決算の認定について

○議長（渡辺良雄君）　日程第8、認定第2号令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課参事へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君）　議案書の11ページを御覧願います。

認定第2号令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の36ページ、37ページを御覧願います。

介護認定審査会特別会計の歳入歳出決算でございます。36ページの下段の歳入合計でございます。予算現額1,288万6,000円に対しまして、調定額、収入済額、同額の1,289万5,980円でございます。

続きまして、38ページ、39ページを御覧願います。下段になります。

歳出の合計でございます。予算現額1,288万6,000円に対しまして、支出済額は1,245万4,351円でございます。

続きまして、48ページを御覧願います。

歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。単位は1,000円となります。

区分の1、歳入総額、2、歳出総額は、それぞれ先ほど説明したとおりでございます。

3、歳入歳出差引額は44万2,000円となります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、区分5の実質収支額は44万2,000円となります。

以上、決算の概要の説明についてございます。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君）　業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君）　決算の総額につきましては、先ほど会計管理者が説明しておりますで、決算書44、45ページ、お開き願いたいと思います。

歳入歳出項目別明細書につきまして、詳細を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金につきましては、予算、収入済とともに1,193万円となっております。各市町村からのそれぞれの負担金額につきましては、内訳が御覧のとおりとなっておりますので、御覧になっていただきたいと思います。

2款1項1目繰越金につきましては、94万1,053円となっております。

その他、諸収入でございますが、民生費受託事業収入、こちらにつきましては、生活保護受給者の介護認定審査会の受託金ということで1件当たり3,700円。6件分ということとなっております。そのほかは預金利子でございます。

次のページ、46、47ページをお開き願います。

歳出の事項別明細でございます。1款1項1目介護認定審査会費につきましては、現計予算1,248万6,000円に対しまして、支出済額1,245万4,351円で、43万1,649円の不用額となっているものでございます。

1節の報酬につきましては、介護認定審査会委員の報酬645万5,400円を支出しているものでございます。

2節、3節、4節につきましては、介護認定事務についてでございますが、こちらにつきまして業務課課長除く4人が実務を行っているところでございますが、主に事務処理を行っている職員1名分のみをこちらの介護認定審査会費から計上しているものでございます。

7節の報償費につきましては、令和7年、8年、今年度以降の委員予定者に対する事前研修会ということで、7年3月に新規委員となる10名の新しい委員さん、予定者に対して3月に実施したものでございまして、まだ委員でないということもありますので、報酬でなく、ここから報奨金という形で支出したものでございます。

8節の旅費につきましては、審査委員に対しての費用弁償でございます。

10節の費用、需用費につきましては、資料作成に要しましたコピー用紙、あとファイル等の消耗品、それからコピーマシンとしての修繕料でございます。

11節役務費につきましては、資料発送に係る郵便料などでございます。

12節委託料につきましては、機密文書であります審査会資料について、個人情報保護を図りながら、リサイクルするための業務委託及び担当職員の給与電算委託でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、年度初めに行われる全体会につきまして、事務所、当組合の事務所会議室では手狭のため、大きな会場でありますまほろばホールの大会議室をお借りして行っているものでございます。

附属資料の39ページをお開き願います。

こちらのページ以降につきましては、6年度の審査件数等につきまして、まとめているものでございますので、各々御参照願いたいと思います。

以上で、令和6年度介護認定審査会特別会計の決算説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入れます。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより日程第8、認定第2号令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって本案は原案のとおり認定されました。

日程第9 認定第3号 令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第9、認定第3号令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課参事へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） 議案書12ページを御覧願います。

認定第3号、令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の49ページ、50ページを御覧願います。

下段の歳入合計でございますが、予算現額114万2,000円に対し、調定額、収入額ともに同額の126万2,039円でございます。

続きまして、51ページ、52ページを御覧願います。

下段の歳出合計でございます。予算現額114万2,000円に対しまして、支出済額は106万1,112円でございます。歳入歳出差引額20万927円につきましては、翌年度へ繰り越すものでございます。

61ページを御覧願います。

歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。単位が1,000円となります。

区分4の翌年度の繰越財源がございませんので、区分5の実質収支額は20万1,000円でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、決算書57、58ページをお開き願います。

こちらにつきまして、先ほど会計管理者が説明しておりました決算につきましての詳細を説明させていただきます。

1款1項1目市町村負担金につきましては、予算額、収入済額ともに114万円という形になっております。各市町村からの負担金内訳につきましては、御覧のとおりとなっておりますのでお目通し願います。

2款2項2目繰越金につきましては、12万1,713円。

3款諸収入につきましては、預金利子ということになりましたので、収入合計が予算額114万2,000円に対しまして、126万2,039円となっているものでございます。

次のページ、59、60ページをお開き願います。

歳出の事項別明細でございますが、1款1項1目障害支援区分認定審査会費の歳出でございますが、こちら114万2,000円の予算に対しまして、支出済額が106万1,112円で、不用額が8万888円となっているものでございます。

1節の報酬につきましては、障害支援区分認定審査会委員の報酬88万6,300円を支出しているものでございます。なお、こちらにつきまして、介護認定審査会同様、業務課職員が兼務でやっておりますが、こちらのほうからは人件費等々を支出しないということになっております。

8節旅費につきましては、審査会委員に対しての費用弁償を9万5,127円でございます。

10節の需用費につきましては、資料作成に要しましたコピー用紙、ファイル等の消耗品及びコピー代でございます。

11節役務費につきましては、こちらも郵便料及び審査委員に対する保険料という形になります。附属資料、こちらにつきましても44ページをお開き願いたいと思います。

こちらも、介護認定審査会同様、6年度に係ります審査件数などをまとめておりますので、各々御参考願いたいと思います。

以上で、令和6年度障害支援区分認定審査会特別会計の決算説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、認定第3号令和6年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって本案は原案のとおり認定されました。

日程第10 認定第4号 令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第10、認定第4号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課長へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。
会計管理者、千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） それでは、議案書の13ページを御覧願います。

認定第4号、令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の62ページ、63ページを御覧願います。

病院事業会計決算報告書になります。

（1）収益的収入及び支出でございます。

病院事業収益の決算額は、1億9,843万7,101円でございます。病院事業費用の決算額は3億5,126万711円でございます。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入となる資本的収入の決算額は3億4,650万2,000円で、内訳としまして、市町村出資金、企業債、補助金及び長期貸付金回収金でございます。資本的収入、支出の決算額が3億4,650万1,006円で、内訳といたしましては、企業債の償還金としまして、地方債の元金元利、償還金、建設改良費としまして医療機器の購入費、他会計借入金の償還金でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、決算内容の詳細につきまして御説明申し上げます。

引き続き、決算書の62、63ページを御覧ください。

ただいまの会計管理者の報告と重複する点につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算報告書であります。

（1）収益的収入及び支出であります。

まず、収入につきましては、令和3年度より利用料金制に移行したことに伴いまして、組合病院事業会計における第1項医業収益につきましては、決算額1,000万円となっております。内容につきましては、救急医療運営補助金による構成市町村からの負担金となっております。

第2項医業外収益は、決算額1億8,843万7,101円となっております。内容につきましては、受取利息、他会計負担金、その他営業外収益、消費税関係雑収入、長期前受金戻入益などでございます。

第3項の特別利益はございません。

次に、支出でございます。

支出につきましては、第1項費用は、決算額3億1,550万8,418円で、847万9,582円の不用額となっております。内容ですけれども、派遣医師2名及び組合の事務職員1名分の給与費などの人件費、医療機器或いは施設設備などの修繕、指定管理者への運営交付金、災害保険料などの経費、建物及び機械設備などの減価償却費、固定資産除去費などの資産減耗費となっております。

続きまして、第2項医業外費用は、決算額1,686万6,252円で、5,748円の不用額となっております。内容につきましては、企業債利息及び長期借入金利息となっております。

続きまして、第3項特別損失は、決算額1,888万6,041円で、959円の不用額となっております。

これに関しましては、医業未収金について不納欠損処理及び債権の放棄を行ったものでございます。

続きまして、（2）資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1項関係市町村出資金、決算額2億8,310万2,000円となっております。内容につきましては、病院の建設に借入れしました企業債の元金償還分でございます。

続いて、第2項企業債、決算額3,690万円。内容ですけれども、令和6年度に医療機器を購入した際の企業債の借入金収入となっております。

次に、第3項補助金ですが、補助金はございません。

続いて、第4項長期貸付金回収金は、決算額2,650万円で、内容は、利用料金制に移行する際に指定管理者に貸し付けしました運営資金の返済金でございます。

次に、支出でございます。

第1項企業債償還金につきましては、決算額3億312万1,784円で、216円の不用額となっております。内容は、病院建設及び医療機器整備事業及び利用料金制に移行する際、指定管理者に運営資金の原資として貸し付けしました特別減収対策企業債などの企業債償還金となっております。

第2項建設改良費につきましては、決算額3,695万650円で350円の不用額となっており、内容につきましては、令和6年度分の医療機器整備事業に関する支出となっております。

第3項リース資産購入費につきましては、支出はございません。

第4項他会計借入金償還金につきましては、決算額642万8,572円で、428円の不用額となっております。内容につきましては、利用料金制に移行する際、運営資金として一般会計から指定管理者に対し、貸し付けました9,000万円の貸付金を一般会計に返済しているというものでございます。

続きまして、64、65ページを御覧ください。

令和6年度の損益計算書でございます。

まず、1、医業収益でございます。

代行制から利用料金制に移行したため、（1）入院収益、（2）外来収益はございません。（3）その他医業外収益は、市町村からの負担金であります救急医療補助金の1,000万円であります。したがいまして、医業収益は1,000万円のみということになります。

2、医業費用でございます。

（1）給与費は1,989万5,212円で、派遣医師2名と組合職員1名分の給与でございます。（3）経費は1億4,448万1,937円。内容は、職員の健康診断料、消耗品費、修繕料、建物などの火災保険料、通信運搬費、委託料、諸会費、指定管理者への運営交付金及び補助金などとなっております。

（4）減価償却費は1億4,893万2,613円でございます。内容ですが、建物の減価償却費及び医療機器類の減価償却費となっております。（5）資産減耗費は217万1,130万330円で、こちらは固定資産などの廃棄に伴う減価償却費となります。したがいまして、医療費用は3億1,548万892円となりまして、医業収益から医業費用引いた医業損失が3億548万8,892円となります。

続きまして、3、医業外収益でございます。

（1）受取利息及び配当金は72万918円で、こちらの内容は預金に係る利息と指定管理者への長期貸付金に係る利息となっております。（2）他会計負担金は1億5,082万6,000円で、こちらは企業債償還利子及び病院事業管理運営費、人件費などに要する構成市町村からの負担金となっております。（5）その他医業外収益1,449万5,016円ですけれども、内容は、売店の賃借料、土地使用料、

自動販売機の設置料、指定管理者企業債償還利子負担金、固定資産売却益となっております。（6）消費税関係雑収益44円は、会計処理により生じた雑収益です。（7）長期前受金戻入益2,235万4,006円は、以前に指定管理者より取得しました北側診療病棟、県の補助金、補助事業により取得しましたスプリンクラー、指定管理者の負担により取得しました電子カルテシステムなどの減価償却費相当額の収益化をしたものでございます。したがいまして、医業外収益は1億8,839万5,984円となります。

続きまして、4、医業外費用でございます。

（1）支払利息及び企業債取扱諸費は、1,686万6,252円でございます。こちらの内容は、企業債償還に係る利子と指定管理者への長期貸付金に係る利子となっております。したがいまして、医業外費用は1,686万6,252円となり、医業外収益から医業外費用を差し引きました1億7,152万9,732円が医業外収益となります。

医業外損失 3億548万892円から医業外収益 1億7,152万9,732円を差し引いた1億3,395万1,160円が計上損失になります。

続きまして、5、特別利益はございません。

6、特別損失は債権放棄しました営業未収金であります、1,888万6,041円となります。64ページの経常損失にこの特別損失を合わせた1,528万20円。1億5,283万7,201円が当年度の純損失となります。したがいまして、前年度繰越欠損金45億8,537万4,686円に当年度純損失を加えました47億3,821万1,887円が当年度未処理欠損金ということでございます。

続きまして、66、67ページを御覧ください。

令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計欠損金計算書でございます。

資本金でございますが、前年度処理の残高が63億831万9,912円。当年度変動額が2億8,310万2,000円となっており、合わせまして、当年度末の残高が65億9,142万1,912円となっております。それに対しまして、欠損金の利益剰余金合計の欄の前年度処理後、残金がマイナス45億8,537万4,686円。当年度変動額がマイナス1億5,283万7,201円となっておりまして、合わせて利益剰余金合計の当年度当年度末残高がマイナス47億3,821万1,887円となっております。

同じページの下の表を御覧ください。

欠損金処理計算書でございます。増額、減額の処理は行わずに、そのまま令和7年度に全額繰り越すことにしておりますので、その内容で作成しておるものでございます。

続きまして、68、69ページをお開きください。

令和6年度貸借対照表でございます。まずは、資産の部でございます。

1、固定資産の（1）有形固定資産です。

土地7億804万9,963円となります。土地を除いた有形固定資産からは減価償却費を差し引きまして、残った価値を固定資産として計上いたしますので、建物は18億3,322万3,394円。

2、機械備品は、2億4,677万2,863円の有形リース資産は、34万6,000円となりまして、有形固定資産合計が27億8,839万2,220円となっております。

続きまして、（2）投資その他の資産でございます。

投資その他の資産が2億6,500万円となり、投資その他の資産合計は同額となっております。したがいまして、（1）の有形固定資産と（2）投資その他の資産合計を足しました30億5,339万2,220円が固定資産の合計額ということでございます。

続きまして、2、流動資産でございます。

（1）現金預金は4,764万1,155円であり、（2）未収金は192万9,068円、（3）短期貸付金が2,650万円となっております。流動資産合計額は7,607万223円でございます。よって、資産の部、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は、31億2,946万2,443円となります。

69ページを御覧ください。

次に、固定負債の（1）企業債は4億4,354万1,171円となります。こちらは、病院移転新築事業や医療機器整備事業などの企業債となります。（2）他会計借入金は、指定管理者に運営費として貸し付けしました一般会計からの借入金の残高で6,428万5,720円となります。（4）引当金の中の口、修繕引当金は、修繕引当は1,963万8,000円となります。固定負債合計額は、5億2,746万4,891円となります。

4、流動負債ですが、こちらは1年以内に返済するべき負債となります。（2）企業債は2億8,507万3,486円です。（3）他会計借入金は642万8,572円。未払い金は、年度末に完了した各種事業費で、年度を過ぎてから支払いされたもので2,404万4,119円となります。

7、引当金の口、賞与引当金は職員1名分の賞与で46万6,310円です。したがいまして、流動負債合計は3億1,601万2,487円となります。流動負債については、先ほど御説明した流動資産合計を上回りますけれども、不良債務の算出につきましては、流動負債の額から企業債などを控除した額をもって算出しますので、この結果、流動負債が流動資産を下回りますので、資産不足は発生しておりません。

引き続き、健全な経営状況と判断できるものでございます。

続いて、5、繰延収益でございます。

(1) 長期前受金は8億8,064万5,455円で、(2) 長期前受金収益累計額は4億4,787万415円となります。

繰延収益合計額は4億3,277万5,040円となりまして、固定負債合計と流動負債合計、繰延収益合計を合わせた負債合計は、12億7,625万2,418円となります。

70ページを御覧ください。

次は、資本の部でございます。

6、資本金。

(1) 自己資本金の固有資本金が5,395万8,912円。繰入金、繰入資本金65億3,454万3,000円。組入資本金292万円で、自己資本金合計は65億9,142万1,912円となります。

続いて、7、剰余金です。

(1) 資本剰余金はございません。(2) 利益剰余金の二、当年度未処理利益剰余金は、マイナス47億3,821万1,887円となります。ページ上の、資本金合計から剰余金合計を差し引いた18億5,321円、121万25円が資本合計となり、負債資本合計は31億2,946万2,443円となります。なお、負債資本合計と68ページの資産合計は、同額となっておりますので、御確認ください。

以上が、病院事業会計決算書の説明でございます。

なお、別冊の各種会計決算附属資料の48ページから66ページは、病院事業会計の決算内容が掲載されておりますので、後ほど御確認ください。

それと、別冊にございます黒川地域行政事務組合議会定例会、病院事業会計訪問看護ステーション事業会計決算説明資料、こちらは協会のほうから提出されておる決算書ということで、協会の中の決算となりますので、後で御覧ください。以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより日程第10、認定第4号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって本案は原案のとおり認定されました。

日程第11 認定第5号 令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業
会計決算の認定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第11、認定第5号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課長へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。
会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） それでは、議案書14ページを御覧願います。

認定第5号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員者の意見を聞いて、議会の認定を求めるをお願いするものでございます。

決算書の73ページ、74ページを御覧願います。

訪問看護ステーション事業会計決算報告書になります。

収益的収入及び支出でございますが、事業収益の決算額は2万と1,817円でございます。

次に、事業主費用の決算額は26万1,503円でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、引き続き、決算書73、74ページを御覧ください。

令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算報告書でございます。

収入の部。

第1、第1款事業収益ですけれども、令和3年度より利用料金制に移行したことによりまして、第1項訪問看護事業外収益のみとなりまして、当初予算額は1,000円ということですが、決算額は2万1,817円となっております。これは、預金利息及び廃車除却した車両の売払い代ということでございます。

続きまして、支出の部でございます。

1款事業費用、第1項訪問看護事業費用ですけれども、当初予算額は1,000円ですけれども、決算額は8万6,446円ということで、こちらも車両の廃車による固定資産除却額になります。

続いて、第2項特別損失ですけれども、決算額17万5,057円ということで、こちらは病院会計と同様に未収金について不納欠損処理及び債権の放棄を行ったものでございます。

続いて、75、76ページを御覧ください。

令和6年度の損益計算書でございます。

こちらも令和3年度より利用料金制に移行したことによりまして、1、訪問看護事業収益はございません。

2、訪問看護事業費用につきましては、廃車による固定資産除却費で、決算額が8万6,446円となっております。したがいまして、営業損失が同じく8万6,446円となります。

3、訪問看護事業外収益は、（1）受取利息及び配当金の決算額ということで4,767円と（2）その他事業外費用、事業外収益の廃車車両売却額として、1万7,050円を合わせた決算額2万1,817円となるものでございます。

4、訪問看護事業外費用はありませんでしたので、経常損失が6万4,629円となります。

5、特別利益はございません。

6、特別損失が未収金処理により、17万5,057円となりまして、これにより当年度純損失が23万9,686円となります。前年度繰越欠損金が9,337円ですので、これに当年度の純損失23万9,686円を足したもののが当年度の未処理欠損金となりまして、24万9,023円ということでございます。

続きまして77、78ページを御覧ください。

令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計剰余金計算書でございます。

資本金の率を御覧ください。一番下の行にあります。当年度残金は397万6,000円となっております。

次に、右に移っていただきまして、利益剰余金合計の列Aは494万7,977円となっておりまして、その右の隣に資本金合計ということで892万3,977円となっております。

同じページの下の表を御覧ください。欠損金計算書でございます。

増額、減額の処理は行わずに、こちらもそのまま令和7年度に全額繰り越すものとしております。

続きまして、79、80ページ御覧ください。

令和6年度の貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございます。

1、固定資産（1）有形固定資産ですが、訪問看護ステーションにおいて固定資産となっておるのは、車両1台だけでございます。減価償却分を差し引いた残りの固定資産合計は、9万7,970円となります。2台ありました車両のうち1台を処分しまして、もう1台あるということでございます。

続いて、2、流動資産（1）現金預金は882万6,007円で、（2）未収金はありませんので、流動資産合計は882万6,007円となりまして、固定資産と流動資産をした資産合計は892万3,977円となっております。

続きまして、負債の部でございますが、3、流動負債ですがこちらはゼロ円ということです。

続いて、資本の部、4、資本金、（1）自己資本金の繰入資本金は163万8,000円、口の組入資本金が233万8,000円で、2つを合わせた資本金合計は397万6,000円ということでございます。

続きまして、5、剰余金、（1）利益剰余金の利益積立金が519万7,000円。口、建設改良積立金はゼロ円。ハの当年度未処分。未処分利益剰余金がマイナス24万9,023円となりまして、この2つを合わせました利益剰余金合計が494万7,977円となっております。資本金合計と剰余金合計を合わせました資本金資本合計が892万3,977円となりまして、負債資本合計に関しても同額となっております。

なお、79ページの資産合計額と80ページの負債資本合計額が同額となっていることを御確認ください。

なお、別冊の各種会計決算附属資料の67ページから70、72ページまでが訪問看護ステーション事業会計決算概要となっておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上が訪問看護ステーション事業会計でございます。説明を終わります。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより日程第11、認定第5号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって本案は原案のとおり認定されました。

日程第12 報告第2号 令和6年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に関する資金不足比率の報告について

○議長（渡辺良雄君） 日程第12、報告第2号令和6年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に関する資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） 議案書の15ページを御覧願います。

報告第2号令和6年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計ともに資金不足は生じておりません。

以上報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君） 以上で、日程第12、報告第2号令和6年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを終わります。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時49分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和7年8月7日

黒川地域行政事務組合議会

議長 渡辺 良雄

署名議員 畠山 由美

署名議員 村上 治